

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年4月25日提出
【発行者名】	H S B C 投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 松田 庄平
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋三丁目11番1号
【事務連絡者氏名】	村中 広司
【電話番号】	代表(03)3548-5690
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券に係るファンドの名称】	H S B C チャイナ オープン
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券の金額】	1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

H S B C チャイナ オープン（「ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

上記金額には、購入時の申込手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）は含まれません。

（４）【発行（売出）価格】

発行価格（購入価額）は、購入申込受付日の翌営業日の基準価額*とします。

*「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を受益権総口数で除した1口当たりの価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されます。

基準価額については、販売会社または「(12) その他」に記載の<照会先>にお問い合わせください。その他、原則として計算日（基準価額が算出される日）の翌日付の日本経済新聞朝刊にも「チャイナ株」の略称で掲載されます。

（５）【申込手数料】

申込手数料（購入時手数料）は、購入金額（購入価額に購入口数を乗じて得た額）に、3.24%（税抜3.00%）を上限として販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。購入時手数料には消費税等相当額が加算されています。

（６）【申込単位】

申込単位（購入単位）は、販売会社が個別に定める単位とします。詳しくは、販売会社へお問い合わせください。

（７）【申込期間】

平成26年4月26日から平成27年4月24日まで

当該申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社においてお申込みの取扱いを行います。販売会社については、「(12) その他」に記載の<照会先>にお問い合わせください。

販売会社以外の金融商品取引業者または登録金融機関が販売会社と取次契約を結ぶことにより、ファンドを当該販売会社に取り次ぐ場合があります。

(9) 【払込期日】

受益権の購入申込者は、販売会社が定める期日までに、申込金（購入代金）を販売会社に支払うものとします。申込期間における発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

購入代金は、購入金額に、購入時手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を加えた金額となります。

(10) 【払込取扱場所】

お申込みの販売会社にお支払いください。

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権の振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

(12) 【その他】

申込証拠金はありません。

日本以外の国・地域における発行はありません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピューターシステムにより管理する制度を「投資信託振替制度」といいます。ファンドの設定、解約、償還等がコンピューターシステム上の帳簿（振替口座簿）への記載・記録により行われますので、受益証券は発行されません。

< 照会先 >

H S B C 投信株式会社

ホームページ：www.assetmanagement.hsbc.com/jp

電話番号：03-3548-5690（受付時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時）

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、「H S B C チャイナ マザーファンド」^{*1}および「H S B C 中国A株マザーファンド」^{*2}への投資を通じて、中華人民共和国^{*3}の株式等を実質的な主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指します。

*1 以下、「チャイナマザーファンド」という場合があります。

*2 以下、「中国A株マザーファンド」という場合があります。

*3 以下、「中国」といいます。

ファンドの基本的性格

当ファンドは、「追加型投信 / 海外 / 株式」*に属します。

*一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく商品分類です。

当ファンドの商品分類および属性区分は、以下のとおりです。

〔商品分類〕			〔属性区分〕				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
単位型 追加型	国内	株式 債券	株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリー ファンド	あり
	海外	不動産投信	債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	年2回	日本 北米 欧州		
	内外	その他資産 資産複合	不動産投信 その他資産(投資信託証券(株式)) 資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型	年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他	アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファンド ・オブ ファンズ	なし

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注) 当ファンドが該当する商品分類および属性区分を網掛け表示しています。

〔商品分類〕

1) 単位型投信・追加型投信の区分

「追加型」は、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

2) 投資対象地域による区分

「海外」は、目論見書または約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

3) 投資対象資産による区分

「株式」は、目論見書または約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

〔属性区分〕

1) 投資対象資産による属性区分

「その他資産（投資信託証券（株式）」は、投資対象資産による区分がその他資産（投資信託証券）で、親投資信託への投資を通じて株式に実質的に投資するものをいいます。このため、上記〔商品分類〕の「3）投資対象資産による区分」では、収益の源泉である「株式」と記載しております。

2) 決算頻度による属性区分

「年1回」は、目論見書または約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

3) 投資対象地域による属性区分

「アジア」は、目論見書または約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

4) 投資形態による属性区分

「ファミリーファンド」は、目論見書または約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズ）にのみ投資されるものを除きます。）を投資対象とするものをいいます。

5) 為替ヘッジによる属性区分

「為替ヘッジなし」は、目論見書又は約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

商品分類および属性区分の定義は、当ファンドに該当するものについてのみを記載しています。詳細につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

信託金の限度額

信託金の限度額は、5,000億円としますが、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

ファンドの特色

1) 中国の株式等に投資します。

- ・マザーファンドへの投資を通じて、中国の株式等に実質的に投資します。

チ ヤ イ ナ マ ザ ー フ ン ド	<ul style="list-style-type: none"> ・中国国内の企業および中国経済の発展と成長に関連し収益のかなりの部分を中国国内の活動から得ている中国以外の国の企業を投資対象企業とします。 ・主に中国の証券取引所（香港証券取引所、上海証券取引所、深セン証券取引所）に上場あるいはその他の取引所または取引所に準ずる市場で取引されている投資対象企業の株式に投資します。 ・投資対象企業のADR（米国預託証券）やGDR（グローバル預託証券）に投資する場合があります。 <p>※預託証券とは、ある国の会社の株式を海外でも流通させるために、当該株式を銀行等に預託し、その見合いに海外で発行される証券のことをいいます。</p>
中 国 A 株 マ ザ ー フ ン ド	<ul style="list-style-type: none"> ・主にルクセンブルグ籍証券投資法人（米ドル建）「HSBC Specialist Funds - HSBC China Opportunities Fund- Class ZD」（「中国A株ファンド」といいます。）に投資します。 <ul style="list-style-type: none"> - 上海証券取引所、深セン証券取引所に上場する中国A株*を主要投資対象とします。 ・わが国の証券投資信託「HSBC マネープールファンド（適格機関投資家専用）」（「マネープールファンド」といいます。）にも投資します。 <ul style="list-style-type: none"> - 国内外の公社債および短期金融商品を主要投資対象とします。 ・「中国A株ファンド」の投資比率を高位に保つことを基本に運用します。

*中国A株とは、中国本土の株式市場（上海、深セン）に上場し、中国本土の投資家により人民元建てで取引されている中国企業の株式をいいます。適格外国機関投資家（QFII）制度では、中国証券監督管理委員会（CSRC）の認定を受けかつ中国国家外貨管理局（SAFE）から投資限度額の認可を受けた中国国外の機関投資家に対して、中国A株への投資が認められています。

- ・株式の実質組入比率は、原則として高位に維持します。

- ・実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

2) 中国株式等の運用は、H S B C グローバル・アセット・マネジメント（香港）リミテッドが行います。

<p>チ ャ イ ナ マ ザ ー フ ァ ン ド</p>	<p>「チャイナマザーファンド」の運用の指図に関する権限を、運用委託契約に基づいて、HSBCグローバル・アセット・マネジメント(香港)リミテッドに委託します。 ※運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することがあります。</p>
<p>中 国 A 株 マ ザ ー フ ァ ン ド</p>	<p>「中国A株マザーファンド」の主要投資対象である「中国A株ファンド」の運用は、HSBCグローバル・アセット・マネジメント(香港)リミテッドが行います。 ※「中国A株ファンド」の概要は、後掲の追加的記載事項(「中国A株マザーファンド」の投資対象ファンドの概要)をご参照ください。</p>

- ・2つのマザーファンドの投資配分ならびに「中国A株マザーファンド」における「中国A株ファンド」への投資比率の決定は、H S B C 投信株式会社が行います。
- ・H S B C グローバル・アセット・マネジメントに加え、H S B C グループ内の情報ソースを活用します。

H S B C グループおよびH S B C グローバル・アセット・マネジメント

H S B C グループの持株会社であるH S B C ホールディングスplcは、英国・ロンドンに本部を置いています。H S B C グループは、ヨーロッパ、アジア・太平洋、南北アメリカ、中東、アフリカにまたがる80の国と地域に約6,600の拠点を擁し、その歴史は1865年の創業に遡る、世界有数の金融グループです。

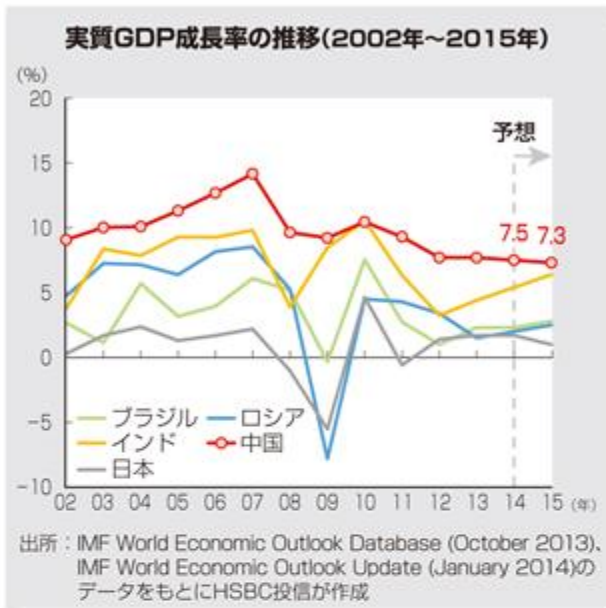
H S B C グローバル・アセット・マネジメントは、H S B C グループに属する資産運用部門の総称です。ロンドン、パリ、ニューヨーク、サンパウロ、香港、シンガポール、ムンバイ（ボンベイ）、東京等、世界約30の国と地域に拠点を有しています。H S B C 投信株式会社は、H S B C グローバル・アセット・マネジメントの一員です。

上記は本書提出日現在知りうる情報であり、今後変更になることがあります。

（参考情報）

世界第2位の経済大国「中国」

- ▶ 中国の実質GDP成長率は、他の主要な新興国に比べ高い水準で推移しており、IMFによると今後も高い成長が予想されています。
- ▶ 中国は、多くの製品を生産・輸出する「世界の工場」と呼ばれています。輸出額は拡大傾向にあり、外需主導でめざましい成長を遂げています。



成長エンジンは外需から内需へ

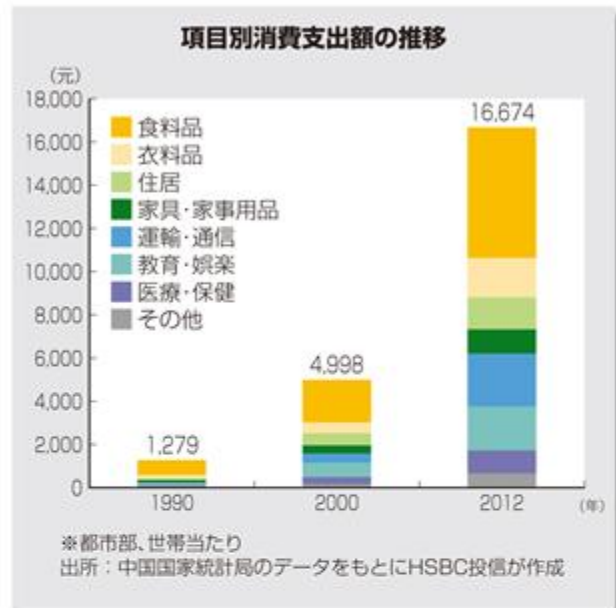
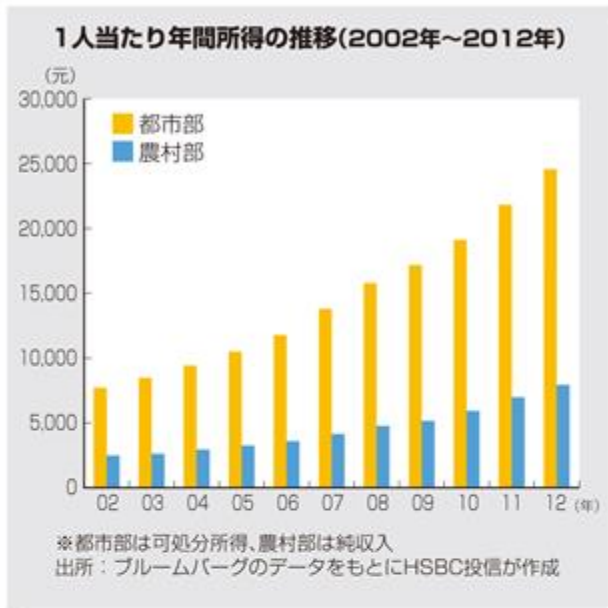
- ▶ 一方、近年は、雇用の拡大、所得水準の向上とともに内需も成長の柱になりつつあり、持続的な経済成長のために内需拡大がますます重要になっています。
- ▶ 2011年にスタートした第12次5ヶ年計画において、政府はこれまでの投資、輸出主導型の経済から内需主導型の経済への転換を目指すことを打ち出しました。



※データ等は過去の実績あるいは予想を示したものであり、将来の成果を示唆、あるいは保証するものではありません。

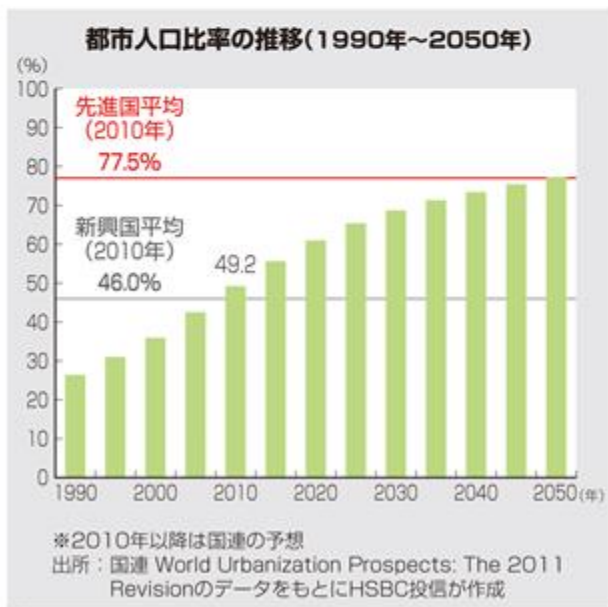
所得水準の向上により消費が拡大

- ▶ 経済成長にともない、都市部を中心に所得の上昇が続いており、国内消費が拡大しています。
- ▶ 家計の消費支出額は大きく増加していますが、食料品や衣料品などの生活必需品のみならず、教育・娯楽などのサービス関連にも広がりを見せています。



インフラ整備の進展

- ▶ 中国では、都市部の人口増加が続くと予想されており、これにともない政府は、交通・物流などのインフラ整備をさらに進めています。



インフラとは、道路、鉄道、港湾、空港、電力、通信など、経済発展のために不可欠な社会基盤のことです。

エネルギー



空港



道路



電力



※データ等は過去の実績あるいは予想を示したものであり、将来の成果を示唆、あるいは保証するものではありません。

中国の株式市場

株価指数の推移(2003年12月末～2014年1月末)



為替レートの推移

人民元(対米ドル、対円)の推移(2004年1月末～2014年1月末)



※データ等は過去の実績あるいは予想を示したものであり、将来の成果を示唆、あるいは保証するものではありません。

(2) 【ファンドの沿革】

平成14年1月31日 信託契約締結、当ファンドの設定および運用開始

平成24年8月20日 当ファンドの主要投資対象として「H S B C チャイナ マザーファンド」に加え、「H S B C 中国A株マザーファンド」を新設

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

- ・当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、投資者が投資した資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金を主としてマザーファンドに投資して、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。ベビーファンドがマザーファンドに投資する際の投資コストはかかりません。

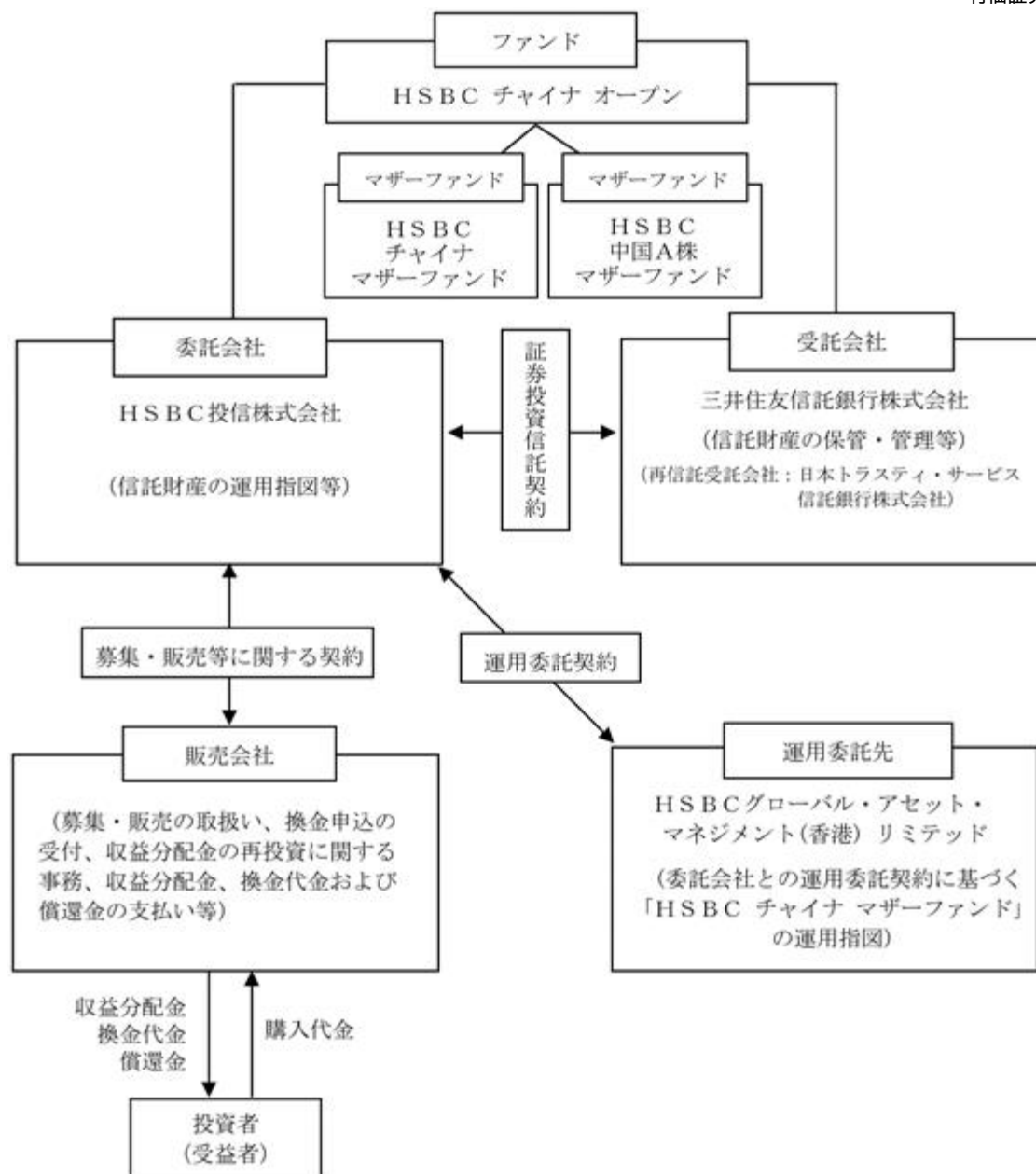
- ・「中国A株マザーファンド」は、ファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。

ファンド・オブ・ファンズとは、複数の投資信託（ファンズ）に投資する投資信託（ファンド）のことをいいます。



（注）損益はすべて投資者である受益者に帰属します。

関係法人の概要



< 委託会社が関係法人と締結している契約等の概要 >

- 1) 受託会社と委託会社の間では「証券投資信託契約」が締結されており、信託財産の運用方針、信託報酬の総額、募集方法に関する事項等が定められています。
- 2) 販売会社と委託会社の間では「募集・販売等に関する契約」が締結されており、募集および一部解約の取扱いに関する事項、収益分配金の再投資に関する事務、収益分配金、換金代金および償還金の支払いの取扱いに関する事項等が定められています。
- 3) 投資顧問会社と委託会社との間では「運用委託契約」が締結されており、「HSBC チャイナ マザーファンド」の運用指図に関する権限の委託にあたっての投資顧問会社の義務、報酬、法令遵守等が定められています。

委託会社の概況

- 1) 資本金の額（本書提出日現在）：495百万円
- 2) 会社の沿革

昭和60年 5月27日	ワードレイ投資顧問株式会社設立
昭和62年 3月12日	投資顧問業の登録
昭和62年 6月10日	投資一任契約に係る業務の認可

平成 6年 2月17日	エイチ・エス・ビー・シー投資顧問株式会社に商号変更
平成10年 4月24日	エイチ・エス・ビー・シー投信投資顧問株式会社に商号変更
平成10年 6月16日	証券投資信託委託業の認可
平成15年 3月 1日	H S B C アセット・マネジメント株式会社に商号変更
平成17年 4月25日	H S B C 投信株式会社に商号変更
平成19年 9月30日	金融商品取引業の登録

3) 大株主の状況

(本書提出日現在)

氏名または名称	住所	所有株式数 (株)	所有比率 (%)
H S B C グローバル・アセット・マネジメント・ホールディングス (バハマ) リミテッド	バハマ連邦 ニュー・プロビデンス 州 ナッソー市 ワン・ベイ・スト リート、センター・オブ・コマー ス 306	2,100	100.00

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

基本方針

当ファンドは、主に中国の証券取引所に上場されている株式に投資する「H S B C チャイナ マザーファンド」および「H S B C 中国A株マザーファンド」の受益証券を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指します。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

なお、当ファンドの運用目的を忠実かつ適正に達成するため、「H S B C 中国A株マザーファンド」における投資先投資信託証券（指定投資信託証券）の選定は、次の点を重視して行います。

選定基準

「中国A株ファンド」

投資対象国通貨および投資対象資産が、当ファンドの投資方針に合致していること

「マネープールファンド」

余裕資金の運用を行うことにより、当ファンドの運用を円滑に行えること

選定基準

指定投資信託証券の運用状況の把握、投資環境・市場状況等の情報入手の容易さ等の観点から、当ファンドの運営・管理における事務をスムーズかつ正確に執行できること

投資態度

- 1) マザーファンド受益証券の合計の組入比率は、原則として高位に保ちます。
- 2) マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として中華人民共和国(以下、「中国」といいます。)の証券取引所に上場されている株式もしくは同国にある証券取引所に準ずる市場で取引されている株式、あるいは中国経済の発展と成長に係わる企業および収益のかなりの部分を中国内の活動から得ている企業の発行する株式に投資します。
- 3) 上記の証券取引所は、香港、上海、深センの証券取引所をいいます。
- 4) 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 5) 市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記の運用が行われないことがあります。

(2) 【投資対象】

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- (a) 有価証券
- (b) 金銭債権
- (c) 約束手形

2) 特定資産以外の資産で、次に掲げる資産

- (a) 為替手形

投資対象とする有価証券の指図範囲等

委託会社は、信託金を、主として親投資信託である「H S B C チャイナ マザーファンド」および「H S B C 中国A株マザーファンド」の受益証券のほか、次の1)から5)までの有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

- 1) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 2) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1)の証券または証書の性質を有するもの
- 3) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 4) 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体になった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
- 5) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、4)の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は、買い現先取引(売戻し条件付の買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとします。

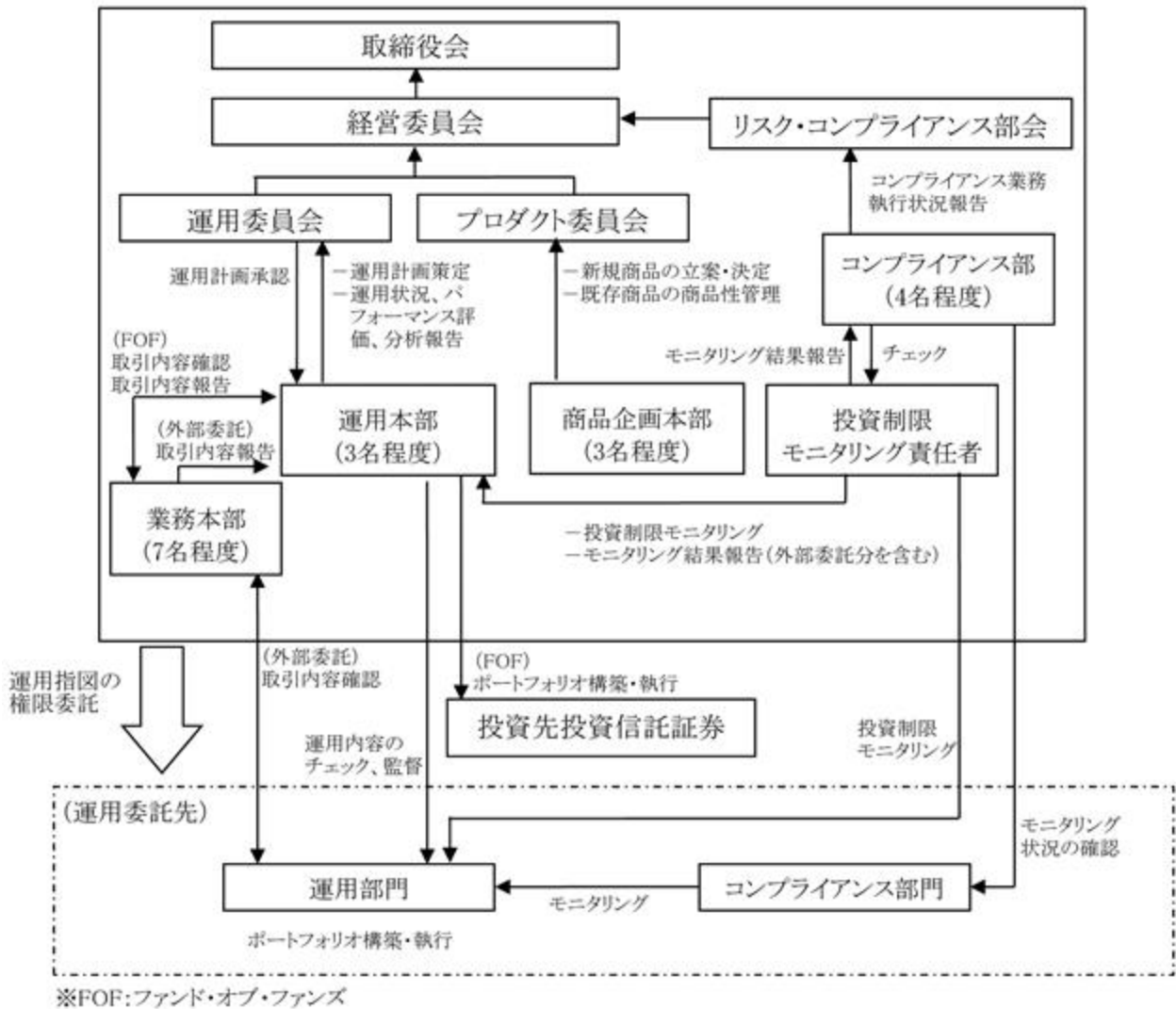
投資対象とする金融商品の運用指図

前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記1)から4)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】



当ファンドの運用

当ファンドが主要投資対象としている「H S B C チャイナ マザーファンド」は、委託会社との運用委託契約に基づき、H S B C グローバル・アセット・マネジメント（香港）リミテッド（運用委託先：投資顧問会社）が運用します。

また、同じく主要投資対象である「H S B C 中国A株マザーファンド」は、委託会社が投資信託証券を通じてファンド・オブ・ファンズ形式で運用します。

当ファンドの運用管理体制

< H S B C チャイナ マザーファンド >

委託会社は以下の通り、運用委託先の運用状況を監視し管理します。

運用委託先運用部門で執行する取引内容は、業務本部が確認し、運用本部へ報告します。

運用本部は、業務本部からの取引報告をもとに運用委託先運用部門が行う運用内容のチェックおよび監督を行います。

投資制限モニタリング責任者は、委託会社のシステムを通じ、当ファンドの運用方針どおりの運用を適正に行っているかを日々モニタリングします。

コンプライアンス部は、投資制限モニタリング責任者からモニタリング結果の報告を受け、チェックを行います。また運用委託先コンプライアンス部門のモニタリング状況を確認します。

なお運用委託先において、運用部門が適正な運用を行っているかを、運用委託先コンプライアンス部門がモニタリングしています。

< H S B C 中国A株マザーファンド >

運用本部は、投資信託証券に投資することにより、運用します。

運用本部は、業務本部からの取引報告をもとに運用内容のチェックを行います。

投資制限モニタリング責任者は、委託会社のシステムを通じ、当ファンドの運用方針どおりの運用を適正に行っているかを日々モニタリングします。

コンプライアンス部は、投資制限モニタリング責任者からモニタリング結果の報告を受け、チェックを行います。

運用体制の監督機関

・運用委員会

ファンド運営上の諸方針の立案・決定を行います。

・プロダクト委員会

新ファンドの立案・決定、既存ファンドの商品性管理を行います。

・リスク・コンプライアンス部会

ファンド運営上のリスクマネジメント、コンプライアンス、法令遵守体制等のチェックを行います。

・経営委員会

上記委員会・部会の上部機関として、ファンド運営体制を経営の立場から監督します。

受託会社に対する管理体制

信託財産の管理業務に対する正確性、適切性などに関して、定期的に内部統制に関する報告書を受領します。

ファンドの運用に関しては、以下のような原則にしています。

（法令等の遵守）

運用業務の遂行にあたっては、金融商品取引業者の業務の公共性を自覚し、金融商品取引法および関連法令、一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会等で定める諸規則およびガイドライン等を遵守しなければならない。

（秘密の厳守）

運用業務に携わる者は職務上知りえた顧客の取引、財産の状況等、もしくは、株価に影響を与えると考えられる法人関係情報等は十分な注意をもって取り扱い、秘密に関する事項を漏洩してはならない。なお、営業部門等社内の他部門の役職員に対し、業務上必要とされる場合を除き、不必要な情報の提供を行ってはならない。

（忠実義務）

運用業務に携わる者は、顧客資産の保全、増大を第一の目標とし、その目的の達成のために、情報の収集、投資判断、正確かつ迅速な業務遂行に最善を尽くさなければならない。利益相反の可能性はこれを極力排除する。

（最良執行方針）

運用業務の遂行にあたっては、投資者にとり最良の取引条件で注文を執行しなければならない。運用業務に携わる者は最良執行義務を負い、価格のみならず、コスト、スピード、執行の確実性等さまざまな要素を総合的に勘案して執行しなければならない。

（善管注意義務）

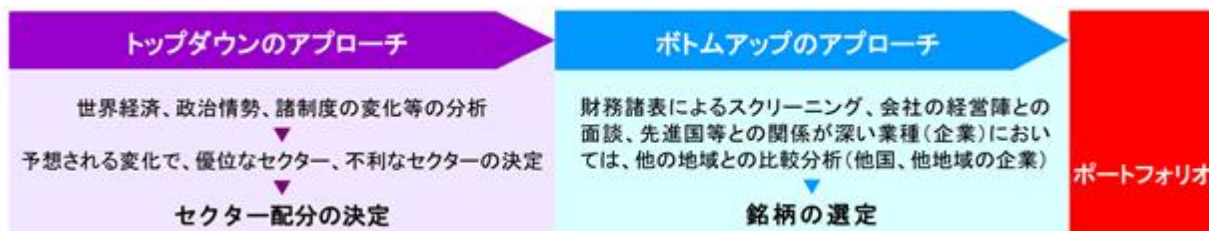
運用業務の遂行にあたっては、善良なる管理者の注意をもって資産の適正な分別管理を行い、業務を遂行しなければならない。また、市場リスク、流動性リスク、信用リスク、財務リスク、カントリーリスク、決済リスク、オペレーショナルリスク等に配慮しこれを行わなければならない。

（運用計画の策定および実行）

運用業務の遂行にあたっては、運用計画を策定し、適宜これを見直さなければならない。運用計画はこれを運用委員会で協議し、承認を受けなければならない。

< H S B C グローバル・アセット・マネジメントの投資プロセス >

株価は企業の業績やマクロ経済の動向等様々な要因で変動します。そのため、H S B C 投信が属する H S B C グローバル・アセット・マネジメントでは1つの投資決定方法に偏ることなく、景気サイクル等の分析（トップダウン）と徹底した企業分析（ボトムアップ）を併用しています。



運用体制等は本書提出日現在のものであり、今後変更になる可能性があります。

（４）【分配方針】

収益分配方針

年1回の決算時（毎年1月30日、休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の収益分配方針に基づき、分配を行います。

- 1) 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。
- 2) 分配金額は、委託会社が基準価額の水準・市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。
- 3) 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

イメージ図

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
分配金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 上記は、将来の分配金の金額について示唆・保証するものではなく、分配を行わない場合もあります。

収益の分配方式

- 1) 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - (a) 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 - (b) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2) 毎計算期末において、信託財産に生じた損失は、次期に繰り越します。

収益分配金の交付

「一般コース」の収益分配金は、税金を差し引いた後、原則として決算日から起算して5営業日までに販売会社で支払いを開始します。受益者が支払開始日から5年間支払の請求を行わない場合はその権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

「自動けいぞく投資コース」の収益分配金は、原則として販売会社が税金を差し引いた後、受益者に代わって決算日の基準価額で再投資します。なお、収益分配金の再投資については、無手数料でこれを行います。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売

会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として購入申込者とします。）にお支払いします。「自動けいぞく投資コース」の場合、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

< 分配金に関する留意点 >

- ・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・ 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・ 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。
ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

(5) 【投資制限】

当ファンドの約款に定める投資制限は以下のとおりです。

- 1) マザーファンドを通じて実質的に投資を行う投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。
- 2) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 3) 一部解約の請求および有価証券の売却等の指図
委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。
- 4) 再投資の指図
委託会社は、前記3)の規定による一部解約の代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。
- 5) 資金の借入れ
 - (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合も含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - (b) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金の支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の入金日までの間、または受益者への解約代金の支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金の入金日までの間、もしくは受益者への解約代金の支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。資金借入額は有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
 - (c) 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 - (d) 借入金の利息は信託財産から支払います。

「投資信託及び投資法人に関する法律」および関係法令に基づく投資制限は以下のとおりです。

- 1) 同一の法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律）
委託会社は、同一の法人の発行する株式について、運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式の議決権数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第

879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）

が、当該株式の議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図しないものとします。

2) デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

（参考）マザーファンド（H S B C チャイナ マザーファンド）の投資方針

（1）運用の基本方針

基本方針

主に中国の証券取引所に上場している株式に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指した運用を行います。

投資態度

- 1) 主として中国の証券取引所に上場されている株式、もしくは同国にある証券取引所に準ずる市場で取引されている株式、あるいは中国経済の発展と成長に係わる企業および収益のかなりの部分を中国内の活動から得ている企業の発行する株式に投資して中長期的に信託財産の成長を目指した運用を行います。
- 2) 上記の証券取引所は、香港、上海、深センの証券取引所をいいます。ただし、その他の取引所または取引所に準ずる市場で取引されている企業の株式も投資対象とすることがあります。
- 3) 運用委託契約に基づいてH S B C グローバル・アセット・マネジメント（香港）リミテッドに運用の指図に関する権限を委託します。
- 4) 以下に掲げる有価証券への投資も行います。
 - 転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債
 - 優先株
 - 投資信託証券
 - 新株引受権証券および新株予約権証券
- 5) 株式の組入比率は、原則として高位に維持します。
- 6) 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 7) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいいます。）を行うことができます。

（2）投資対象

投資対象とする資産の種類

- 1) 次に掲げる特定資産
 - (a) 有価証券
 - (b) デリバティブ取引に係る権利
 - (c) 金銭債権
 - (d) 約束手形
- 2) 特定資産以外の資産で、次に掲げる資産
 - (a) 為替手形

投資対象とする有価証券の指図範囲等

委託会社（運用についての投資に関する権限の委託を受けた投資顧問会社を含みます。）は、信託金を、主として次の1) から22) までの有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1) 株券または新株引受権証書
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6) 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9) 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1)から11)までの証券または証書の性質を有するもの
- 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 14) 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
- 17) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 20) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- 21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 22) 外国の者に対する権利で前記21)の有価証券の性質を有するもの

なお、1)の証券または証書、12)および17)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券ならびに12)および17)の証券または証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13)の証券および14)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

投資対象とする金融商品の運用指図

前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で前記5)の権利の性質を有するもの

設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記1)から6)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 主な投資制限

- 1) 株式への投資には制限を設けません。
- 2) 外貨建資産への投資には制限を設けません。
- 3) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- 4) 同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 5) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 6) 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 7) 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 8) 公社債の空売りは行わないものとします。
- 9) 先物取引等の運用指図
 - (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
 - (b) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、国内において行われる通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
 - (c) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、国内において行われる金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- 10) スワップ取引の運用指図
 - (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
 - (b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - (c) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - (d) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 11) 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図
 - (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
 - (b) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - (c) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - (d) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 12) 信用取引の指図範囲
 - (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- (b) 前記(a)の信用取引の指図は、当該売付に係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 信託財産の一部解約等の事由により、前記(b)の売付に係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
- 13) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- 14) 公社債の借入れ
- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (b) 前記(a)の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 信託財産の一部解約等の事由により、前記(b)の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (d) 前記(a)の借入れに係る品借料は信託財産から支払います。
- 15) 外国為替予約の指図および範囲
- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- (b) 前記(a)の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産について、為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- (c) 前記(b)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(参考) マザーファンド (H S B C 中国A株マザーファンド) の投資方針

(1) 運用の基本方針

基本方針

信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

投資態度

- 1) 中国A株を主要投資対象とする投資信託証券に投資します。また、わが国の国債を中心とする公社債を投資対象とする証券投資信託にも投資します。
- 2) 上記1)の投資信託証券等への投資にあたっては、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）のうち、中国A株を主要投資対象とする投資信託証券の組入れを高位に保つことを基本とします。
- 3) 指定投資信託証券は、委託者の判断により、追加・変更（中国A株を主要投資対象とする投資信託証券については、この投資信託の設定後に新たに設定される投資信託証券を含みます。）することができます。
- 4) 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 5) 当初設定時および償還準備に入った際、市況動向や大量の追加設定または解約によるファンドの資金事情等によっては、上記の運用が行われなことがあるとします。

(2) 投資対象

投資対象とする資産の種類

- 1) 次に掲げる特定資産
 - (a) 有価証券
 - (b) 金銭債権
 - (c) 約束手形
- 2) 特定資産以外の資産で、次に掲げる資産
 - (a) 為替手形

投資対象とする有価証券の指図範囲等

委託会社は、信託金を、主として次の1)から7)までの有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 2) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
- 3) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 4) 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
- 5) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 6) 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 7) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、4)の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は、買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。また、5)および6)の証券（投資法人債券（外国投資証券で投資法人債券に類するものを含みます。）を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

投資対象とする金融商品の運用指図

前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記1)から4)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

ご参考 「H S B C 中国A株マザーファンド」が投資する投資信託証券およびその概要

投資対象ファンドの概要（1）

ファンド名	HSBC Specialist Funds-HSBC China Opportunities Fund-Class ZD (中国A株ファンド)
形態	米ドル建てのルクセンブルグ籍証券投資法人
運用の基本方針	主として中国の証券取引所（上海証券取引所、深セン証券取引所）に上場している中国人民元建ての株式（以下、「中国A株」といいます。）に投資することにより、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。
主な投資対象	・中国A株を主要投資対象とします。 ・中国A株に連動する金融商品に投資する場合があります。

主な投資制限	・デリバティブの直接利用は、原則として行いません。 ・中国A株に連動する金融商品への投資は、原則として純資産総額の30%以下とします。
決算日	年1回（毎年11月30日）
分配方針	原則として分配を行いません。
マネジメントフィー	ありません。
その他費用	有価証券の売買に係る手数料、租税、カスタディーフィー、登録・名義書換事務代行会社報酬、監査報酬、法律顧問費用、法的書類に要する費用等
購入および換金	原則として月1回
申込手数料	ありません。
償還条項	すべてのクラスの純資産額の合計が50百万米ドルを下回った場合等には、償還する場合があります。
投資顧問会社	HSBC グローバル・アセット・マネジメント(香港)リミテッド

一般社団法人投資信託協会の定めるファンド・オブ・ファンズ組入投資信託および投資法人の要件を満たします。また、中国管轄当局の定める適格外国機関投資家（QFII）制度およびその他関連法規に従います。

投資対象ファンドの概要（2）

ファンド名	H S B C マネープールファンド（適格機関投資家専用）
形態	わが国の証券投資信託 / 適格機関投資家私募
運用の基本方針	安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を図ることを目標として運用を行います。
主な投資対象	国内外の公社債および短期金融商品
決算日	年1回（毎年3月10日、休業日の場合は翌営業日）
分配方針	年1回の決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います。ただし、分配を行わないことがあります。
信託報酬	純資産総額に対して年0.0432%（税抜年0.04%）
その他費用	信託事務の諸費用等
委託会社	H S B C 投信株式会社

（注）上記（1）（2）の内容は本書提出日現在のもので、今後変更される場合があります。また、投資対象ファンドは、委託会社の判断により見直しを行うことがあります。

3【投資リスク】

（1）ファンドのリスク

投資信託は元本保証のない金融商品です。また、投資信託は預貯金とは異なることにご注意ください。当ファンドは、主に値動きのある外国の有価証券を実質的な投資対象としますので、組入有価証券の価格変動あるいは外国為替の相場変動次第では、当ファンドの基準価額が下落し、投資者の皆さまの投資元本を割り込むことがあります。当ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。ご購入に際しては、当ファンドの内容およびリスクを十分ご理解のうえご検討いただきますようお願いいたします。

当ファンド（「チャイナ マザーファンド」ならびに「中国A株 マザーファンド」で投資する投資信託証券を含みます。）の主なリスクおよび留意点は以下のとおりです。

基準価額の変動リスク

1）株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は短期的または長期的に大きく下落することがあります。株式市場には株価の上昇と下落の波があり、現時点で価格が上昇傾向であっても、その傾向が今後も継続する保証はありません。組入銘柄の株価が大きく下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

2) 信用リスク

株式および債券等の有価証券の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる可能性があります。また、債券等への投資を行う場合には、発行体の債務不履行や支払遅延等が発生する場合があります、基準価額の下落要因となります。

3) 為替変動リスク

外貨建資産の円換算価値は、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利変動、政治・経済情勢、為替市場の需給、その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となります。

4) 流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、基準価額が影響を受けることがあります。

5) カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または資本取引、外貨取引等に関する規制の変更や新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想以上に下落したり、投資方針に沿った運用が困難になることがあります。

新興国市場は、一般的に先進諸国の市場に比べ、市場規模が小さく流動性が低いことなどから、上記の各リスクが大きくなる傾向があります。また、企業情報の開示制度や決済制度などのインフラストラクチャーが未発達なことなどから、正確な情報に基づいた投資判断ができない可能性もあります。これにより当ファンドの基準価額が影響を受け、損失を被ることがあります。

6) 換金資金の流出に伴うリスク

短期間に大量の換金申込があった場合には、換金資金を手当てするため組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

「中国A株マザーファンド」にかかる留意点

- 1) 投資対象ファンドは、委託会社の判断により、見直しを行うことがあります。これに伴い、投資対象ファンド以外の投資信託証券に投資することがあります。
- 2) 投資対象ファンドの運用方針が変更になる可能性があります。

中国A株投資にかかる留意点

- ・本書提出日現在、中国A株への外国人による投資については、原則として、「適格外国機関投資家（QFII）制度」に基づいて、一定の適格要件を満たし、中国の国内証券市場に投資することについて、中国証券監督管理委員会（CSRC）の認定を受けたQFIIが、中国国家外貨管理局（SAFE）から認められた投資限度額の範囲内においてのみ投資が可能となっています。

「中国A株マザーファンド」の投資対象である「中国A株ファンド」においては、投資顧問会社であるH S B C グローバル・アセット・マネジメント（香港）リミテッドが、QFIIとして認可された投資枠を用い、純資産額の70%以上を中国A株とその他QFII制度上投資が認められた金融商品に投資を行います。QFII制度上、QFIIが中国の国内証券市場で取引を執行するために任命できる発注先は数社に限られています。従って、「中国A株ファンド」において、投資顧問会社が行う中国A株の買付けまたは売付けの発注先は集中する可能性があります。また、QFII制度においては、外国人持株規制などに関連して、QFIIの個別のポジションに対する当局の指導等がなされることもあり得ます。そのような場合、「中国A株ファンド」において、影響を受け、損失を被る可能性があります。その結果、当ファンドが損失を被る可能性があります。

- ・中国A株への投資については、QFII制度上の送金規制等の制約を受けます。QFII制度では、一定期間、中国国外への送金に規制がかかっており、その一定期間経過後も中国国外および中国国内への送

金について、一定の制限があります。従って、「中国A株ファンド」において、中国A株への投資や信託財産の回金に時間を要することが想定されます。

- ・中国A株への投資については、さらに、SAFEの裁量で、中国の外貨収支残高状況等を理由とした政策の変更等により、海外からの投資規制や海外への送金規制など、外国為替取引上の規制が発生したり、中国人民元以外の通貨と中国人民元との交換を停止したりする場合があります。「中国A株ファンド」において予定している信託財産の回金が行えない可能性があります。従って、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延等に伴い、当ファンドにおいて、換金代金等の支払いが遅延することがあります。
- ・QFIIに対する課税上の取扱いについては、中国の税法、規則および慣行に従います。将来、QFIIや中国A株投資に対する課税上の取扱い、その他QFII制度に基づく投資に対する課税上の取扱いが変更等された場合には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす可能性があります。また、将来的に、中国国内における期間収益に対し遡及的に税金が適用されることとなった場合には、当ファンドがこれを実質的に負担する可能性があります。なお、「中国A株ファンド」は、中国国内を源泉とする利益や収益に対する課税にそなえて引当金を設定し、「中国A株ファンド」から差し引く権利を有します。しかし、当該引当金は最終的な課税金額を超過する場合もあれば不足する場合もあり、結果として、当ファンドの基準価額や収益性に影響を及ぼす可能性があります。
- ・中国の国内証券市場および証券投資に関する枠組みは、CSRCおよびSAFEの裁量に大きく影響を受けません。海外からの投資規制や海外への送金規制などの種々の規制が緊急に導入されたり、あるいは政策の変更などによる新たな規制が設けられたりした場合には、中国A株市場が悪影響を被る可能性や運用上の制約を受ける可能性があります。

購入・換金の申込みにかかる留意点

- ・QFII制度における中国国外への送金規制等により、換金に伴う支払い資金に不足が生ずる事態が予想される場合には、委託会社の判断で、当ファンドの換金申込の受付を中止することおよび既に受け付けた換金申込の受付を取り消すことができます。また、「中国A株ファンド」において、買付けの申込みが拒絶された場合、または当該投資証券の発行（設定）および払戻し（解約）が一時的に中断された場合等には、委託会社の判断で、当ファンドの購入・換金の申込受付を中止することおよび既に受け付けた購入・換金の申込受付を取り消す場合があります。

上記 と の記載は、本書提出日現在で委託会社が確認できる情報に基づいたものです。また、中国の関係法令は近年制定されたものが多く、その解釈は必ずしも安定していません。

上記 と の記載は、中国A株投資にかかる主な留意点について説明したものであり、全ての留意点を網羅したものではありません。

当ファンドの運用に際しては、上記、中国A株投資に係るリスクおよび制約を勘案して、ポートフォリオの構築を行いますが、投資環境、規制環境、運用資産状況の変化、運用上の制約、市場動向等により、上記、中国A株投資に係るリスクが当ファンドにおいて顕在化し、損失が発生する可能性があります。

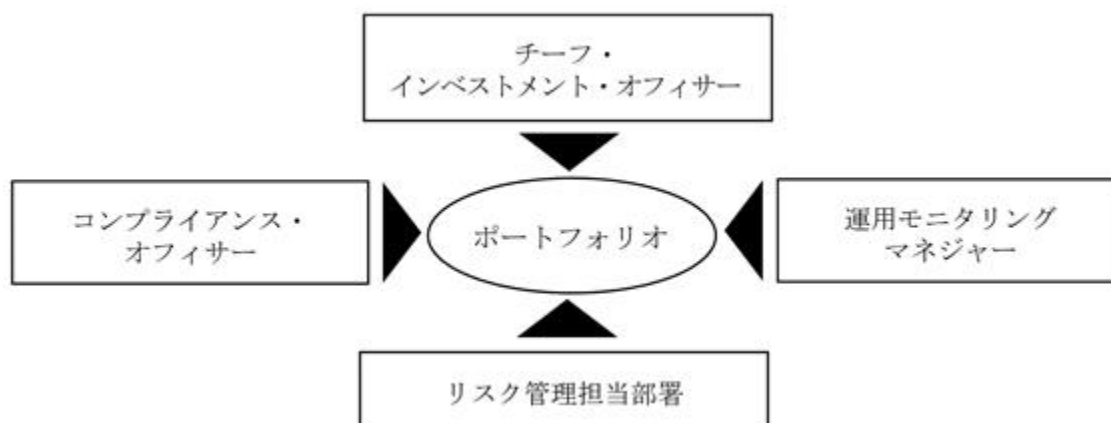
その他の留意点

- 1) ファンドの購入の申込みに関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（クーリング・オフ）の適用はありません。
- 2) ファンドは預金または保険契約ではなく、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で購入の投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 3) 法令・税制・会計方法は、今後変更される可能性があります。
- 4) 収益分配金、換金代金および償還金の支払いはすべて販売会社を通じて行われます。委託会社は、それぞれの場合においてその金額を販売会社に対して支払った後は、受益者への支払いについての責任を負いません。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用を善良なる管理者の注意をもって行う責任を負担し、販売会社は販売（購入代金の預り等を含みます。）について、それぞれ責任を負担しており、互いに他について責任を負担しません。

- 5) 「H S B C 中国A株マザーファンド」において、その主要投資対象である投資信託証券が存続しなくなる場合で、新たな投資信託証券を選定することができない場合には、当該マザーファンドは繰上償還します。この場合、当ファンドも同時に繰上償還することとします。
- 6) 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、他のベビーファンドが当ファンドの投資対象であるマザーファンドに投資する場合、他のベビーファンドにおける資金変動等が当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

(2) 運用リスクに対する管理体制



運用リスクの管理は、チーフ・インベストメント・オフィサー、コンプライアンス・オフィサー、運用モニタリングマネジャー、運用から独立したリスク管理担当部署による複眼的な管理体制を採っております。リスク管理の状況は、定期的で開催されるリスク管理委員会（運用拠点により呼称が変わることがあります。）において報告・審議され、組織的な対応が行われています。

- ・チーフ・インベストメント・オフィサーは、運用プロセスのモニタリングやパフォーマンスの評価を行います。
- ・コンプライアンス・オフィサーは、法令・諸規則等に基づいた遵守状況のモニタリングを行います。
- ・運用モニタリングマネジャーは、投資ガイドラインの遵守状況をモニタリングしており、必要に応じて運用部門に対し改善を求めます。改善の要求と結果はコンプライアンス・オフィサー、リスク管理担当部署にも報告されます。
- ・リスク管理担当部署は、上記のモニタリング結果を含め、運用に係わるリスク全般をモニタリングしています。運用部門と密接にコミュニケーションを取りつつも業務は完全に独立して行い、リスク管理の状況をチーフ・インベストメント・オフィサーや定期的で開催されるリスク管理委員会等へ報告しています。

その他、H S B C グループの監査部門による内部監査、監査法人による外部監査も行われており、各部門が法令・諸規則およびガイドラインに則って運営されているかどうかについてチェックされ、業務方法および管理体制、運営全般についての精査が行われています。

運用リスクに対する管理については、H S B C グローバル・アセット・マネジメントの代表的な管理方法について記載しております。なお、この体制は、本書提出日現在のものであり、今後変更になる可能性があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

購入時手数料は、購入金額（購入価額に購入口数を乗じて得た額）に、3.24%（税抜3.00%）を上限として販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料には消費税等相当額が加算されます。

お申込みには、分配金の受取方法により「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」があり、「自動けいぞく投資コース」の分配金は、無手数料で再投資されます。

購入代金の支払方法および時期、手数料率、取扱いコースにつきましては、販売会社へお問い合わせください。

(2)【換金（解約）手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

(3)【信託報酬等】

運用管理費用（信託報酬）の総額

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.94292%（税抜年1.799%）の率を乗じて得た金額を費用として計上します。

信託報酬の支払い

上記の信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日、毎計算期末または信託終了のとき信託財産から支払うものとします。

信託報酬の実質的な配分（税抜）は次のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社	計
年0.999%	年0.70%	年0.10%	年1.799%

委託会社に対する運用管理費用には、「H S B C チャイナ マザーファンド」の運用指図に関する権限の委託先に支払う投資顧問報酬が含まれています。

投資先投資証券における信託報酬等

上記の信託報酬のほかに、「H S B C 中国A株マザーファンド」が主要投資対象とする各投資先投資信託証券において、マネジメントフィーまたは信託報酬がかかります。当該信託報酬等には各投資先投資信託証券において支払われます。

「中国A株ファンド」

マネジメントフィー	ありません。
-----------	--------

「マネープールファンド」

信託報酬	信託財産の純資産総額に対して年0.0432%（税抜年0.04%）
------	----------------------------------

「H S B C 中国A株マザーファンド」で投資する投資信託証券の運用管理費用は税抜年0%～0.04%であり、実質投資比率を加味すると税抜年0.001%程度です。したがって、当ファンドの運用管理費用の実質的な負担は、年1.944%（税抜年1.80%）程度です。

(4)【その他の手数料等】

当ファンドから支払われる費用には以下のものがあります。ただし、これらに限定されるものではありません。当該費用の上限額については、運用状況等により変動するため、表記できません。

有価証券等の売買委託手数料

外貨建資産の保管費用

借入金の利息、融資枠の設定に要する費用

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用ならびに受託会社の立替えた立替金の利息

その他の諸費用

- 1) 投資信託振替制度に係る手数料および費用
- 2) 有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書等の作成、印刷および提出に係る費用
- 3) 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
- 4) 投資信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
- 5) 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
- 6) 当ファンドの受益者に対してする公告に係る費用ならびに投資信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
- 7) 当ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

委託会社は、前記 記載のその他の諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支払いを信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に信託財産のために支払った金額を受け取る際、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は実際に支払う金額を受け取るにあたり、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支払いを受けることもできます。その他の諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、計算期間を通じて毎日、信託財産に計上され、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき当該諸費用に係る消費税等相当額とともに信託財産から支払います。

委託会社は、その他の諸費用の合計額をあらかじめ合理的に見積もった結果、信託財産の純資産総額に年率0.20%を乗じて得た額をかかるとして、信託財産から支払いを受けるものとします。委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、随時その他の諸費用の年率を見直し、年率0.20%を上限としてこれを変更することができます。

なお、前記 ~ に記載する費用等は、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せず、かつ、委託会社の合理的判断によりこの信託に関連して生じたと認めるものを含みます。

（参考）「H S B C 中国A株マザーファンド」が投資対象とする各投資先投資信託証券において支払われるその他の費用には次のものがあります。これらの費用は各投資信託証券において支払われません。

「中国A株ファンド」

組入有価証券の売買に係る手数料、租税、カスタディーフィー、登録・名義書換事務代行会社報酬、監査報酬、法律顧問費用、法定書類に要する費用等

「マネープールファンド」

有価証券の売買委託手数料、信託財産に関する租税、信託事務処理に要する費用、投資信託振替制度に係る手数料および費用、法定書面にかかる費用、監査報酬等

投資者が支払う手数料等の費用総額については、投資者のファンドの保有期間に応じて異なるため、表記できません。

（5）【課税上の取扱い】

日本の居住者である受益者に対する課税については、次のような取扱いになります。

なお、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

個別元本について

- 1) 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（購入時手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 2) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回購入した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行う都度、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) ただし、同一ファンドを複数の販売会社で購入する場合には販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを購入する場合は当該支店等毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで購入する場合はコース毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- 4) 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、後記「収益分配金について」をご参照ください。）

収益分配金について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いになる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。受益者が収益分配金を受け取る際、a) 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、b) 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

個人、法人別の課税の取扱いについて

個人の受益者に対する課税

- 1) 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、平成49年12月31日まで20.315%（所得税*15.315%および地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）または申告分離課税を選択することもできます。
- 2) 換金時および償還時の差益（換金価額および償還価額から購入費（購入時手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）が譲渡所得とみなされて課税され、申告分離課税が適用されます（特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。）。その場合、平成49年12月31日まで20.315%（所得税*15.315%および地方税5%）の税率となります。
- 3) 換金時および償還時の損失については、確定申告することにより、他の株式等の譲渡益および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得と損益通算することができ、控除しきれない損失がある場合は、翌年以降3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、換金時および償還時の差益については、他の株式等の譲渡損と相殺することができます。なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問い合わせください。

少額投資非課税制度（愛称：「NISA（ニーサ）」）をご利用の場合

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度（NISA）の適用対象です。

NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得・譲渡所得が5年間非課税となります。なお、他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。

NISAをご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、平成49年12月31日まで15.315%（所得税*のみ）の税率で源泉徴収され、法人の受取額となります。

当ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

- * 所得税については、平成49年12月31日まで基準所得税額に対して2.1%の税率で復興特別所得税が附加されます。

(注) 上記の内容は平成26年2月末現在の情報をもとに記載したものであり、税法等が改正された場合には変更になることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務の専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

以下は平成26年2末日現在の運用状況です。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

H S B C チャイナ オープン

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	-	16,591,828,860	100.16
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	26,126,474	0.16
合計(純資産総額)	-	16,565,702,386	100.00

(参考) H S B C チャイナ マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率 (%)
株式	中国	9,872,844,134	47.61
	香港	5,133,197,532	24.76
	ケイマン諸島	3,680,982,307	17.75
	バミューダ諸島	1,681,791,887	8.11
	シンガポール	40,620,996	0.20
	小計	20,409,436,856	98.43
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	326,126,980	1.57
合計(純資産総額)	-	20,735,563,836	100.00

(参考) H S B C 中国A株マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	40,015,242	0.34
投資証券	ルクセンブルグ	11,716,805,205	99.66
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	69,557	0.00
合計(純資産総額)	-	11,756,890,004	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

国/地域	種類	銘柄名	数量 (口数)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	チャイナマザー ファンド	2,247,732,034	4.2248	9,496,224,400	4.2637	9,583,655,073	57.85
日本	親投資信託 受益証券	中国A株マザー ファンド	4,993,355,032	1.4745	7,362,701,994	1.4035	7,008,173,787	42.31

投資有価証券の種類別投資比率

種 類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.16
合 計	100.16

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考情報) H S B C チャイナ マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ケイマン 諸島	株式	TENCENT HOLDINGS LTD	ソフトウェア・サービス	263,000	6,990.48	1,838,496,240	8,100.81	2,130,513,030	10.27
2	香港	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	銀行	20,120,000	71.08	1,430,278,488	70.43	1,417,059,648	6.83
3	中国	株式	IND & COMM BK OF CHINA - H	銀行	20,665,000	63.86	1,319,675,166	61.49	1,270,798,308	6.13
4	香港	株式	CHINA OILFIELD SERVICES-H	エネルギー	4,200,000	280.53	1,178,263,800	279.22	1,172,745,000	5.66
5	中国	株式	CHONGQING CHANGAN AUTOMOBILE-B	自動車・自動車部品	5,868,043	182.77	1,072,545,642	195.78	1,148,880,666	5.54
6	中国	株式	PING AN INSURANCE GROUP COMPANY OF CHINA	保険	1,089,500	845.05	920,682,079	833.07	907,636,302	4.38
7	中国	株式	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-H	エネルギー	8,440,200	84.78	715,610,765	91.84	775,220,553	3.74
8	中国	株式	BANK OF CHINA LTD - H	銀行	16,817,700	43.49	731,458,953	43.23	727,039,261	3.51
9	中国	株式	AGRICULTURAL BANK OF CHINA-H	銀行	15,677,000	44.93	704,505,567	44.15	692,145,820	3.34
10	香港	株式	CHINA OVERSEAS LAND & INVEST	不動産	2,542,000	275.94	701,439,480	270.68	688,078,728	3.32
11	中国	株式	PETROCHINA CO LTD-H	エネルギー	6,098,000	103.29	629,886,140	107.09	653,040,918	3.15
12	中国	株式	CHINA LIFE INSURANCE CO-H	保険	2,138,000	287.65	615,010,459	297.62	636,313,698	3.07
13	ケイマン 諸島	株式	GCL POLY ENERGY HOLDINGS LIMITED	半導体・半導体製造装置	13,769,000	35.62	490,451,828	38.10	524,681,514	2.53
14	中国	株式	HUADIAN FUXIN ENERGY CORPORATION LIMITED	公益事業	7,310,000	47.17	344,831,706	53.34	389,976,804	1.88
15	香港	株式	MELCO INTERNATIONAL DEVELOPMENT LIMITED	消費者サービス	991,000	370.54	367,213,068	363.32	360,051,111	1.74
16	中国	株式	ANHUI CONCH CEMENT COMPANY LIMITED	素材	944,500	402.74	380,388,874	375.80	354,946,878	1.71
17	中国	株式	HUANENG RENEWABLES CORPORATION LIMITED	公益事業	7,608,000	42.96	326,899,022	45.33	344,893,464	1.66
18	ケイマン 諸島	株式	CHINA MODERN DAIRY HOLDINGS LIMITED	食品・飲料・タバコ	6,582,000	48.61	320,003,676	49.40	325,192,924	1.57
19	中国	株式	BBMG CORPORATION-H	素材	4,406,000	81.33	358,369,059	73.18	322,474,258	1.56
20	バミュー ダ諸島	株式	COSCO PACIFIC LIMITED	運輸	2,244,972	129.16	289,974,502	140.59	315,638,573	1.52
21	ケイマン 諸島	株式	SHIMAO PROPERTY HOLDINGS LTD	不動産	1,446,000	223.38	323,007,480	204.45	295,646,846	1.43
22	バミュー ダ諸島	株式	SINOPEC KANTONS HOLDINGS LIMITED	エネルギー	2,574,000	119.17	306,768,805	110.50	284,446,047	1.37
23	中国	株式	CHINA COMMUNICATIONS CONST-H	資本財	3,674,000	73.84	271,313,143	71.21	261,657,871	1.26
24	中国	株式	CHINA CINDA ASSET MANAGEMENT COMPANY LTD	各種金融	4,309,000	67.14	289,329,528	60.70	261,585,601	1.26
25	バミュー ダ諸島	株式	CHINA SINGYES SOLAR TECHNOLOGIES HOLDING	資本財	2,137,000	116.41	248,784,586	121.54	259,741,665	1.25
26	中国	株式	SINOTRANS LIMITED	運輸	5,317,000	42.70	227,062,485	45.85	243,830,176	1.18
27	中国	株式	CHINA RAILWAYS CONSTRUCTIO-H	資本財	2,822,000	86.85	245,105,938	86.32	243,622,695	1.17

28	香港	株式	SKYWORTH DIGITAL HLDGS LTD	耐久消費財・アパレル	4,566,000	55.84	254,988,270	52.29	238,789,015	1.15
29	香港	株式	CHINA UNICOM HONG KONG LTD	電気通信サービス	1,598,000	134.29	214,596,698	134.02	214,176,744	1.03
30	バミューダ諸島	株式	CHINA POWER NEW ENERGY DEVELOPMENT	公益事業	21,880,000	10.24	224,252,496	9.32	204,127,272	0.98

種類別および業種別投資比率

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	銀行	20.48
		エネルギー	14.32
		ソフトウェア・サービス	10.27
		公益事業	7.57
		保険	7.45
		自動車・自動車部品	6.25
		不動産	5.30
		資本財	4.73
		運輸	4.32
		素材	3.97
		消費者サービス	2.53
		半導体・半導体製造装置	2.53
		食品・飲料・タバコ	2.27
		耐久消費財・アパレル	2.14
		各種金融	1.68
		電気通信サービス	1.03
		ヘルスケア機器・サービス	0.88
商業・専門サービス	0.56		
医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	0.15		
合計			98.43

(注) 業種分類は、世界産業分類基準 (GICS) に基づいています。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

(為替予約)

資産の種類			数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	売建	香港ドル	5,000,000.00	65,771,500	65,650,000	0.32

(参考情報) H S B C 中国A株マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資比率 (%)
ルクセンブルグ	投資証券	中国A株ファンド	1,050,000	11,695.78	12,280,569,084	11,158.86	11,716,805,205	99.66
日本	投資信託 受益証券	マネーボールファンド	39,420,000	1.0151	40,015,242	1.0151	40,015,242	0.34

種類別および業種別投資比率

種 類	投資比率（％）
投資信託受益証券	0.34
投資証券	99.66
合 計	100.00

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

平成26年2月末日および同日前1年以内における各月末ならびに計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

計算期間末または各月末	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第3期（平成17年1月31日）	41,184	42,304	1.4712	1.5112
第4期（平成18年1月30日）	40,826	41,778	2.1448	2.1948
第5期（平成19年1月30日）	77,332	78,978	3.2897	3.3597
第6期（平成20年1月30日）	54,481	55,485	3.7982	3.8682
第7期（平成21年1月30日）	17,398	17,730	1.5624	1.5923
第8期（平成22年2月 1日）	37,003	38,108	2.3454	2.4154
第9期（平成23年1月31日）	31,869	32,842	2.2930	2.3630
第10期（平成24年1月30日）	22,357	23,206	1.8429	1.9129
第11期（平成25年1月30日）	25,951	26,716	2.3718	2.4418
第12期（平成26年1月30日）	16,680	17,159	2.4363	2.5063
平成25年 2月末日	24,778	-	2.2770	-
平成25年 3月末日	23,621	-	2.2592	-
平成25年 4月末日	23,678	-	2.3785	-
平成25年 5月末日	23,544	-	2.5573	-
平成25年 6月末日	19,263	-	2.1721	-
平成25年 7月末日	19,677	-	2.2933	-
平成25年 8月末日	19,825	-	2.3692	-
平成25年 9月末日	20,001	-	2.4685	-
平成25年10月末日	19,909	-	2.5266	-
平成25年11月末日	20,287	-	2.6968	-
平成25年12月末日	18,804	-	2.6975	-
平成26年 1月末日	17,094	-	2.4423	-
平成26年 2月末日	16,565	-	2.3935	-

【分配の推移】

期	1口当たりの分配金（円）
第3期	0.0400
第4期	0.0500
第5期	0.0700
第6期	0.0700

第7期	0.0300
第8期	0.0700
第9期	0.0700
第10期	0.0700
第11期	0.0700
第12期	0.0700

【収益率の推移】

期	収益率（％）
第3期	4.8
第4期	49.2
第5期	56.6
第6期	17.6
第7期	58.1
第8期	54.6
第9期	0.8
第10期	16.6
第11期	32.5
第12期	5.7

(4) 【設定及び解約の実績】

期	設定口数（口）	解約口数（口）
第3期	26,326,821,972	9,165,877,348
第4期	6,468,180,557	15,428,210,381
第5期	12,233,278,254	7,760,408,823
第6期	23,972,722,977	33,135,959,747
第7期	2,514,619,233	5,723,564,200
第8期	11,433,311,424	6,791,482,507
第9期	2,964,247,360	4,842,960,340
第10期	1,442,156,421	3,209,202,310
第11期	1,699,130,122	2,888,972,584
第12期	629,050,004	4,724,070,547

(注1) 本邦外において設定及び解約の実績はありません。

(参考情報) 運用実績

(2014年2月末現在) 基準価額: 23,935円/純資産総額: 165億円

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

① 基準価額・純資産総額の推移



② 分配の推移

決算期	分配金
第12期(2014年1月)	700円
第11期(2013年1月)	700円
第10期(2012年1月)	700円
第9期(2011年1月)	700円
第8期(2010年2月)	700円
設定来累計	6,600円

注: 分配金は1万口当たりの税引前の金額です。

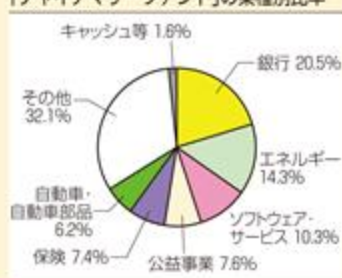
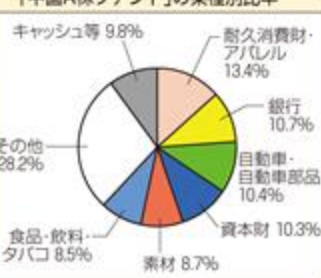
③ 主要な資産の状況

「チャイナマザーファンド」の組入上位銘柄

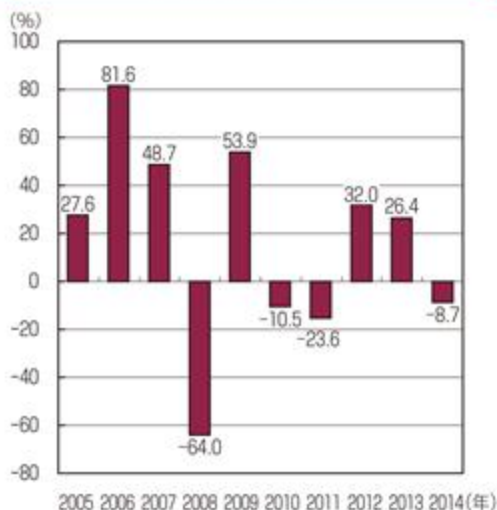
順位	銘柄名	業種	比率 ^{*1}
1	騰訊控股(TENCENT)	ソフトウェア・サービス	10.3%
2	中国建設銀行(CHINA CONSTRUCTION BANK)	銀行	6.8%
3	中国工商银行(INDUSTRIAL & COMMERCIAL BANK OF CHINA)	銀行	6.1%
4	中海油田服務(CHINA OILFIELD SERVICES)	エネルギー	5.7%
5	重慶長安汽車(CHONGQING CHANGAN AUTOMOBILE)	自動車・自動車部品	5.5%
6	中国平安保険(集団)(PING AN INSURANCE GROUP)	保険	4.4%
7	中国石油化工(CHINA PETROLEUM & CHEMICAL)	エネルギー	3.7%
8	中国銀行(BANK OF CHINA)	銀行	3.5%
9	中国農業銀行(AGRICULTURAL BANK OF CHINA)	銀行	3.3%
10	中国海外発展(CHINA OVERSEAS LAND & INVESTMENT)	不動産	3.3%
組入銘柄数			61

「中国A株ファンド」の組入上位銘柄

順位	銘柄名	業種	比率 ^{*2}
1	中国民生銀行(CHINA MINSHENG BANKING)	銀行	5.2%
2	上海復星医薬(集団)(SHANGHAI FOSUN PHARMACEUTICAL GROUP)	医薬品・化粧品	5.0%
3	長城汽車(GREAT WALL MOTOR)	自動車・自動車部品	4.4%
4	珠海格力電器(GREE ELECTRIC APPLIANCES)	耐久消費財・アパレル	4.2%
5	山東新華医療器械(SHINVA MEDICAL INSTRUMENT)	ヘルスケア機器・サービス	3.6%
6	重慶長安汽車(CHONGQING CHANGAN AUTOMOBILE)	自動車・自動車部品	3.5%
7	内蒙古伊利実業集団(INNER MONGOLIA YILI INDUSTRIAL GROUP)	食品・飲料・タバコ	3.3%
8	中国化学工程(CHINA NATIONAL CHEMICAL)	資本財	3.1%
9	青島海爾(QINGDAO HAIER)	耐久消費財・アパレル	3.0%
10	貝因美婴童食品(BEINGMATE BABY & CHILD FOOD)	食品・飲料・タバコ	2.7%
組入銘柄数			46

「チャイナマザーファンド」の業種別比率^{*1}「中国A株ファンド」の業種別比率^{*2}

④ 年間収益率の推移



- ・当ファンドはベンチマークを設けていません。
- ・ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資して算出しています。
- ・2014年は年初から2月末までの騰落率です。

- *1 「チャイナマザーファンド」の純資産に対する比率を示します。
- *2 「中国A株ファンド」の純資産に対する比率を示します。
- ・銘柄名は、報道等の表記を参考にHSBC投信が翻訳しており、発行体の公式名称やその和訳と異なる場合があります。
- ・表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。
- ※当ファンドにおける「チャイナマザーファンド」の組入比率は57.85%、「中国A株マザーファンド」の組入比率は42.31%です。
- 「中国A株マザーファンド」に対する「中国A株ファンド」の組入比率は99.66%です。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 購入申込

購入申込は、原則として販売会社の営業日の午後3時（「申込締切時間」といいます。）までに行われます。当該申込に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込分とし、申込締切時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとなります。ただし、申込締切時間は販売会社によって異なる場合があります。

(2) 取扱いコース

お申込みには、分配金の受取方法により2つのコース*があります。

「一般コース」……………収益分配時に分配金を受け取るコース

「自動けいぞく投資コース」……………分配金が税引き後、無手数料で再投資されるコース

* 取扱いコースの有無は販売会社によって異なります。また、コースの名称は、販売会社によって異なる場合があります。

(3) 購入単位

販売会社によって異なります。

なお、「自動けいぞく投資コース」で分配金を再投資する際の購入単位は、1口単位となります。

(4) 購入価額

購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

ただし、「自動けいぞく投資コース」で分配金を再投資する場合は、計算期間終了日の基準価額となります。

(5) 購入時手数料

購入金額（購入価額に購入口数を乗じて得た額）に、3.24%（税抜3.00%）を上限として販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。購入時手数料には消費税等相当額が加算されます。

(6) 購入申込受付不可日

購入申込日が中国（香港、上海、深セン）の証券取引所の休場日またはルクセンブルグの銀行休業日に該当する場合には、購入申込の受付は行いません。

(7) その他留意事項

購入申込の受付中止・取消

購入申込者の購入申込総額が多額な場合、信託財産の効率的な運用が妨げられる、または信託財産が毀損するおそれがあると委託会社が合理的に判断する場合、取引所における取引の停止、当ファンドの主要投資対象である中国A株マザーファンドが主要投資対象とする投資信託証券の換金の停止ならびに換金代金の支払い資金に不足が生ずる事態が予想される場合、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情*があるときは、委託会社の判断により、購入申込の受付を中止することおよび既に受け付けた購入申込の受付を取り消すことができます。

* やむを得ない事情とは、投資対象国における非常事態による市場の閉鎖または流動性の極端な低下ならびに資金の受渡しに関する障害、コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合等を指します。投資対象国における非常事態とは、金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等運用に影響を及ぼす事態を指します。

受益権の振替

購入申込者は、販売会社に購入申込と同時にまたはあらかじめ、当該購入申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該購入申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。

2【換金（解約）手続等】

(1) 換金申込

受益者は、自己に帰属する受益権につき、購入申込を行った販売会社を通じて、委託会社に一部解約の実行の請求（換金申込）を行うことにより換金することができます。

換金申込は、原則として販売会社の営業日の午後3時（「申込締切時間」といいます。）までに行われます。当該申込に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込分とし、申込締切時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとなります。ただし、申込締切時間は販売会社によって異なる場合があります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。

（2）換金単位

販売会社によって異なります。

（3）換金価額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

（4）換金手数料・信託財産留保額

ありません。

（5）支払開始日

換金代金は、換金申込受付日から起算して、原則として5営業日目以降に販売会社の本支店、営業所等において支払います。

ただし、取引所における取引の停止、この投資信託の主要投資対象である親投資信託「H S B C 中国A株マザーファンド」が主要投資対象とする投資信託証券の換金の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情により、有価証券の売却（「H S B C 中国A株マザーファンド」が主要投資対象とする投資信託証券の換金を含みます。）や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

（6）換金申込受付不可日

換金申込日が中国（香港、上海、深セン）の証券取引所の休場日またはルクセンブルグの銀行休業日に該当する場合には、換金申込の受付は行いません。

（7）その他留意事項

換金申込の受付中止・取消

委託会社は、取引所における取引の停止、当ファンド主要投資対象である「H S B C 中国A株マザーファンド」が主要投資対象とする投資信託証券の換金の停止ならびに支払い資金に不足が生ずる事態が予想される場合、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情*があるときは、換金申込の受付を中止することおよび既に受け付けた換金申込の受付を取り消すことができます。

なお、換金申込の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込を撤回できます。ただし、受益者がその換金申込を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金申込を受け付けたものとして、前記「（3）換金価額」に準じて計算された価額とします。

* やむを得ない事情とは、投資対象国における非常事態による市場の閉鎖または流動性の極端な低下ならびに資金の受渡しに関する障害、コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合等を指します。投資対象国における非常事態とは、金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等運用に影響を及ぼす事態を指します。

振替受益権の抹消

換金申込を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して、当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

<主たる投資対象の評価方法>

マザーファンド受益証券……原則として、計算日の基準価額で評価します。

<マザーファンドの主たる投資対象の評価方法>

海外の取引所上場株式の評価は、原則として、海外の取引所における計算日に知りうる直近の日の最終相場で評価します。

投資信託証券（国内籍）：原則として、計算日の基準価額で評価します。

投資信託証券（外国籍）：原則として、計算日に知りうる直近の日の時価で評価します。

基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。また、基準価額（1万口当たり）は、翌日の日本経済新聞朝刊に「チャイナ株」の略称で掲載されます。

基準価額に関しては、販売会社または次の<照会先>へお問い合わせください。

<照会先>

H S B C 投信株式会社

ホームページ：www.assetmanagement.hsbc.com/jp

電話番号：03-3548-5690（受付時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時）

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

当ファンドの信託期間は無期限とします。

ただし、後記「(5)その他」の 信託の終了の(a)、(c)、(h)、(i)および(k)に該当した場合には、信託を終了することがあります。

(4)【計算期間】

原則として、毎年1月31日から翌年1月30日までとします。

ただし、各計算期間終了日に該当する日（「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

信託の終了

(a) 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部解約により受益権の口数が10億口を下回る事となった場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b) 委託会社は、前記(a)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(c) 委託会社は、当ファンドが投資する「H S B C 中国A株マザーファンド」において、その主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなる可能性がある場合には、新たな投資信託証券を選定することとし、選定できない場合には、当該マザーファンドの信託を終了させると

ともに、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社はあらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- (d) 前記(b)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月(以下「1ヶ月」を意味します。)を下らないものとします。
- (e) 前記(d)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記(a)の信託契約の解約をしません。
- (f) 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (g) 前記(d)から(f)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記(d)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- (h) 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- (i) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- (j) 前記(i)にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記「投資信託約款の変更」の(e)に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社の間において存続します。
- (k) 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記「投資信託約款の変更」にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

投資信託約款の変更

- (a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- (b) 委託会社は、前記(a)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (c) 前記(b)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (d) 前記(c)の一定期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記(a)の投資信託約款の変更を行いません。
- (e) 委託会社は、この投資信託約款の変更を行わないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (f) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、前記(a)から(e)までの規定にしたがいます。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ(www.assetmanagement.hsbc.com/jp)に掲載します。

電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

関係法人との契約の更改に関する手続き等

委託会社と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」（別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。）は、契約期間満了3ヶ月前までに、別段の意思表示のない限り、原則として1年毎に自動的に更新されるものとします。また、委託会社と投資顧問会社との間で締結する「運用委託契約」（別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。）は、別段の意思表示のない限り、原則として解約するまで効力を有するものとします。各々の契約書は当事者間の合意により変更することができます。

運用報告書

委託会社は、当ファンドの計算期間終了日および信託終了のときに運用報告書を作成し、販売会社を通じて当該信託財産に係る知られたる受益者に対して交付します。

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その購入口数に応じて、購入申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。受益者の有する主な権利は以下のとおりです。なお、投資信託約款には受益者集会に関する規定はありません。また、信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が決定した収益分配金を持分にに応じて請求する権利を有します。収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として購入申込者としてします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

収益分配金の支払いは、販売会社の本支店、営業所等において行います。ただし、受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

「自動けいぞく投資コース」の場合、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持分にに応じて請求する権利を有します。償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者としてします。）に支払います。

償還金の支払いは、信託終了後1ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日まで）から、販売会社の本支店、営業所等において行います。

受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求（換金申込）を、販売会社を通じて委託会社に請求することができます。換金代金の支払いは、販売会社の本支店、営業所等において行います。

反対者の買取請求権

委託会社が信託契約の解約または重大な約款の変更を行う場合において、受益者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるすることができます。この場合、異議を述べた受益者は、受託会社に対

し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。当該買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社および販売会社の協議により決定します。

帳簿閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、第12期計算期間（平成25年1月31日から平成26年1月30日まで）について、
「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第12期計算期間（平成25年1月31日から平成26年1月30日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

H S B C チャイナ オープン

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第11期 (平成25年1月30日現在)	第12期 (平成26年1月30日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	26,930,667,247	17,349,142,768
未収入金	95,510,100	36,409,028
流動資産合計	27,026,177,347	17,385,551,796
資産合計	27,026,177,347	17,385,551,796
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	765,912,325	479,260,887
未払解約金	95,510,100	36,409,028
未払受託者報酬	11,759,077	10,403,702
未払委託者報酬	199,798,779	176,758,750
その他未払費用	2,170,888	2,448,935
流動負債合計	1,075,151,169	705,281,302
負債合計	1,075,151,169	705,281,302
純資産の部		
元本等		
元本	10,941,604,655	6,846,584,112
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	15,009,421,523	9,833,686,382
(分配準備積立金)	299,339,451	127,625,203
元本等合計	25,951,026,178	16,680,270,494
純資産合計	25,951,026,178	16,680,270,494
負債純資産合計	27,026,177,347	17,385,551,796

（ 2 ） 【 損益及び剰余金計算書 】

（ 単位：円 ）

	第11期		第12期	
	自 平成24年 1 月31日	至 平成25年 1 月30日	自 平成25年 1 月31日	至 平成26年 1 月30日
営業収益				
有価証券売買等損益		7,019,428,375		1,739,485,827
営業収益合計		7,019,428,375		1,739,485,827
営業費用				
受託者報酬		23,725,658		22,539,798
委託者報酬		403,230,653		382,950,807
その他費用		4,888,592		4,760,510
営業費用合計		431,844,903		410,251,115
営業利益		6,587,583,472		1,329,234,712
経常利益		6,587,583,472		1,329,234,712
当期純利益		6,587,583,472		1,329,234,712
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額		198,284,838		428,123,719
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		10,225,712,582		15,009,421,523
剰余金増加額又は欠損金減少額		1,607,357,023		884,530,280
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		1,607,357,023		884,530,280
剰余金減少額又は欠損金増加額		2,447,034,391		6,482,115,527
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		2,447,034,391		6,482,115,527
分配金		765,912,325		479,260,887
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		15,009,421,523		9,833,686,382

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	期別 第12期 (自 平成25年1月31日 至 平成26年1月30日)
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

第11期 (平成25年1月30日現在)		第12期 (平成26年1月30日現在)	
1. 受益権の総数	10,941,604,655口	1. 受益権の総数	6,846,584,112口
2. 1口当たり純資産額	2.3718円	2. 1口当たり純資産額	2.4363円
(1万口当たり純資産額)	23,718円)	(1万口当たり純資産額)	24,363円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第11期 (自 平成24年1月31日 至 平成25年1月30日)	第12期 (自 平成25年1月31日 至 平成26年1月30日)
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 61,413,179円	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 44,999,928円
2. 分配金の計算過程 計算期間末において、費用控除後の配当等収益額494,731,549円(1万口当たり452.16円)、収益調整金額14,983,622,188円(1万口当たり13,694.17円)及び分配準備積立金額296,980,111円(1万口当たり271.42円)から分配対象収益額は15,775,333,848円(1万口当たり14,417.75円)となりますが、委託者が基準価額水準・市況動向等を勘案して、上記収益の中から765,912,325円(1万口当たり700.00円)を分配することに決定いたしました。	2. 分配金の計算過程 計算期間末において、費用控除後の配当等収益額225,664,890円(1万口当たり329.60円)、収益調整金額9,911,458,702円(1万口当たり14,476.50円)及び分配準備積立金額175,823,677円(1万口当たり256.80円)から分配対象収益額は10,312,947,269円(1万口当たり15,062.91円)となりますが、委託者が基準価額水準・市況動向等を勘案して、上記収益の中から479,260,887円(1万口当たり700.00円)を分配することに決定いたしました。

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

第12期 (自 平成25年1月31日 至 平成26年1月30日)
1. 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品の運用をしております。

2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、親投資信託受益証券、金銭債権及び金銭債務です。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（４）附属明細表」に記載しております。これらは、株価変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。

3. 金融商品に係るリスク管理体制

投資リスクの管理は、チーフ・インベストメント・オフィサー、コンプライアンス・オフィサー、運用から独立したリスク管理担当部署による複眼的な管理体制を採っております。リスク管理の状況は、定期的開催されるリスク管理委員会（運用拠点により呼称が変わることがあります。）に報告され、審議されます。さらに、委託会社では投資モニタリングマネジャーが、投資ガイドラインに沿った運用を適正に行っているかを日々モニタリングしています。

チーフ・インベストメント・オフィサーは、運用プロセスのモニタリングやパフォーマンスの評価を行います。

コンプライアンス・オフィサーは、法令・諸規則等に基づいた遵守状況のモニタリングを行います。

リスク管理担当部署は、リスク全般をモニタリングしています。運用部門と密接にコミュニケーションを取りつつも業務は完全に独立して行い、リスク管理状況はリスク管理部門の責任者やチーフ・インベストメント・オフィサー等に報告されます。なお、コンプライアンス部門の一連の業務とも完全に独立し、リスク管理を行っています。

投資モニタリングマネジャーは、投資ガイドラインの遵守状況をモニタリングしており、必要に応じて運用部門に対し改善を求めます。改善の要求と結果はコンプライアンス・オフィサーにも報告されます。

4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（２）金融商品の時価等に関する事項

第12期
（自 平成25年1月31日
至 平成26年1月30日）

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

金融商品は時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上しているため、貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありません。

2. 時価の算定方法

(1) 親投資信託受益証券

「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。

(2) 金銭債権及び金銭債務

貸借対照表に計上している金銭債権及び金銭債務は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

第11期（自 平成24年1月31日 至 平成25年1月30日）

売買目的有価証券

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	7,035,497,332
合 計	7,035,497,332

第12期（自 平成25年1月31日 至 平成26年1月30日）

売買目的有価証券

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	1,269,412,064
合 計	1,269,412,064

(デリバティブ取引に関する注記)

第11期計算期間末（平成25年1月30日現在）

該当事項はございません。

第12期計算期間末（平成26年1月30日現在）

該当事項はございません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第11期（自 平成24年1月31日 至 平成25年1月30日）

該当事項はございません。

第12期（自 平成25年1月31日 至 平成26年1月30日）

該当事項はございません。

(重要な後発事象に関する注記)

第12期（自 平成25年1月31日 至 平成26年1月30日）

該当事項はございません。

(その他の注記)

元本額の変動

第11期 （平成25年1月30日現在）		第12期 （平成26年1月30日現在）	
期首元本額：	12,131,447,117円	期首元本額：	10,941,604,655円
期中追加設定元本額：	1,699,130,122円	期中追加設定元本額：	629,050,004円
期中一部解約元本額：	2,888,972,584円	期中一部解約元本額：	4,724,070,547円

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はございません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	口数	評価額(円)	備考
親投資信託 受益証券	H S B C チャイナ マザーファンド	2,363,319,002	9,986,440,774	-
	H S B C 中国A株 マザーファンド	4,993,355,032	7,362,701,994	-
合計	-	-	17,349,142,768	-

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はございません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

参考情報

当ファンドは、「H S B C チャイナマザーファンド」受益証券および「H S B C 中国A株マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、当ファンドの各計算期間末日における同親投資信託の状況は次の通りです。

「H S B C チャイナマザーファンド」の状況

以下の記載した情報は監査の対象外です。

(1) 貸借対照表

科目	対象年月日	(平成25年1月30日現在)	(平成26年1月30日現在)
		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
預金		21,515,915	173,247,882
金銭信託		651,112	362,682
コール・ローン		770,643,607	869,887,264
株式		38,152,844,382	20,373,778,398

未収入金	742,980,367	134,852,650
未収配当金	124,844	180,660
未収利息	1,055	714
流動資産合計	39,688,761,282	21,552,310,250
資産合計	39,688,761,282	21,552,310,250
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	2,413,470	-
未払金	346,776,726	73,250,008
未払解約金	150,191,950	102,034,369
流動負債合計	499,382,146	175,284,377
負債合計	499,382,146	175,284,377
純資産の部		
元本等		
元本	10,239,927,276	5,058,948,707
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	28,949,451,860	16,318,077,166
元本等合計	39,189,379,136	21,377,025,873
純資産合計	39,189,379,136	21,377,025,873
負債純資産合計	39,688,761,282	21,552,310,250

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	対象年月日	(自 平成25年1月31日 至 平成26年1月30日)
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	株式	<p>移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。外国金融商品市場（以下「海外取引所」という）に上場されている株式原則として海外取引所における開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の最終相場で評価しております。</p> <p>開示対象ファンドの計算期間末日に当該取引所の最終相場がない場合には、当該取引所における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと委託会社が判断した場合には、委託会社は忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額又は受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって認める評価額により評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評 価基準及び評価方法	外国為替予約取引	<p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、開示対象ファンドの計算期間末日において、わが国における対顧客先物相場の仲値を適用して計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物相場が発表されていない通貨については、対顧客相場の仲値によって計算しております。</p>

3. 収益及び費用の計上 基準	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。
4. その他財務諸表の作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条並びに第61条に基づいて処理しております。

（貸借対照表に関する注記）

（平成25年1月30日現在）		（平成26年1月30日現在）	
1. 受益権の総数	10,239,927,276口	1. 受益権の総数	5,058,948,707口
2. 1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	3.8271円 38,271円）	2. 1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	4.2256円 42,256円）

（金融商品に関する注記）

（1）金融商品の状況に関する事項

（自 平成25年1月31日 至 平成26年1月30日）
<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品の運用をしております。</p>
<p>2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、株式、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務です。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（3）附属明細表」に記載しております。これらは、株価変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。</p> <p>また、当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、為替予約取引を行っております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による価格変動リスクを有しております。なお、取引先の契約不履行による信用リスクについては、当社は優良な金融機関とのみ取引を行っているため、限定的と考えられます。</p>
<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p>

投資リスクの管理は、チーフ・インベストメント・オフィサー、コンプライアンス・オフィサー、運用から独立したリスク管理担当部署による複眼的な管理体制を採っております。リスク管理の状況は、定期的に関催されるリスク管理委員会（運用拠点により呼称が変わることがあります。）に報告され、審議されます。さらに、委託会社では投資モニタリングマネジャーが、投資ガイドラインに沿った運用を適正に行っているかを日々モニタリングしています。

チーフ・インベストメント・オフィサーは、運用プロセスのモニタリングやパフォーマンスの評価を行います。

コンプライアンス・オフィサーは、法令・諸規則等に基づいた遵守状況のモニタリングを行います。

リスク管理担当部署は、リスク全般をモニタリングしています。運用部門と密接にコミュニケーションを取りつつも業務は完全に独立して行い、リスク管理状況はリスク管理部門の責任者やチーフ・インベストメント・オフィサー等に報告されます。なお、コンプライアンス部門の一連の業務とも完全に独立し、リスク管理を行っています。

投資モニタリングマネジャーは、投資ガイドラインの遵守状況をモニタリングしており、必要に応じて運用部門に対し改善を求めます。改善の要求と結果はコンプライアンス・オフィサーにも報告されます。

4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

(自 平成25年1月31日
至 平成26年1月30日)

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

金融商品は時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上しているため、貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありません。

2. 時価の算定方法

(1) 株式

「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。

(2) 金銭債権及び金銭債務

貸借対照表に計上している金銭債権及び金銭債務は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

(自 平成24年1月31日 至 平成25年1月30日)

売買目的有価証券

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
株 式	4,352,791,082
合 計	4,352,791,082

（自 平成25年1月31日 至 平成26年1月30日）

売買目的有価証券

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
株 式	1,068,515,807
合 計	1,068,515,807

（デリバティブ取引に関する注記）

（通貨関連）

（平成25年1月30日現在）

区分	種類	契約額等 （円）		時 価 （円）	評価損益 （円）
			うち1年超		
市場取引以外の 取引	為替予約取引 売建 香港ドル	465,988,000	-	468,400,000	2,412,000
	買建 香港ドル	57,380,470	-	57,379,000	1,470
合計		-	-	-	2,413,470

（注）時価の算定方法

（1）本書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

同期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値により評価しております。

同期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

イ）同期間末日において当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日にもっとも近い前後2つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

ロ）同期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い日付で発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

（2）同期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、同期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

（平成26年1月30日現在）

該当事項はございません。

（関連当事者との取引に関する注記）

（自 平成24年1月31日 至 平成25年1月30日）

名 称	関係内容	取引内容	取引の種類別の 取引金額 （円）	当該計算期間末に おける取引残高 （円）
The Hongkong and Shanghai Banking Corporation Limited	運用委託会社の 親会社	外国株式の売買委 託手数料	4,568,464	

（自 平成25年1月31日 至 平成26年1月30日）

名称	関係内容	取引内容	取引の種類別の取引金額 （円）	当該計算期間末における取引残高 （円）
The Hongkong and Shanghai Banking Corporation Limited	運用委託会社の親会社	外国株式の売買委託手数料	5,195,066	

（注）1. 取引条件及び取引条件の決定方針

社内規定により取引業者の選定を行っております。また、各資産の売買においては、社内基準に基づき最良執行を行っており、個々の取引条件はその結果として決定されております。

2. 取引条件の変更及び当該変更が財務諸表に与えている影響

該当事項はございません。

（重要な後発事象に関する注記）

（自 平成25年1月31日 至 平成26年1月30日）

該当事項はございません。

（その他の注記）

本書における開示対象ファンドの各計算期間における元本額の変動

（平成25年1月30日現在）		（平成26年1月30日現在）	
期首元本額：	16,456,481,880円	期首元本額：	10,239,927,276円
期中追加設定元本額：	1,343,564,035円	期中追加設定元本額：	491,161,373円
期中一部解約元本額：	7,560,118,639円	期中一部解約元本額：	5,672,139,942円
期末元本額：	10,239,927,276円	期末元本額：	5,058,948,707円
元本の内訳：*		元本の内訳：*	
H S B C チャイナ オープン	5,200,074,474円	H S B C チャイナ オープン	2,363,319,002円
H S B C チャイナ ファンド V A （適格機関投資家専用）	1,529,250,122円	H S B C チャイナ ファンド V A （適格機関投資家専用）	903,386,272円
H S B C チャイナ ファンド V A 号（適格機関投資家専用）	167,529,187円	H S B C チャイナ ファンド V A 号（適格機関投資家専用）	114,814,731円
H S B C 中国株式ファンド （3ヶ月決算型）	3,343,073,493円	H S B C 中国株式ファンド （3ヶ月決算型）	1,677,428,702円

*当該親投資信託の受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本です。

（3）附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

種類	通貨	銘柄	株数	評価額 単価	評価額 金額	備考
株式	香港ドル	CHINA OILFIELD SERVICES-H	4,200,000	21.35	89,670,000.00	
		CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-H	3,964,200	6.17	24,459,114.00	
		SINOPEC KANTONS HOLDINGS LIMITED	2,574,000	9.07	23,346,180.00	
		WISON ENGINEERING SERVICES CO LTD (注4.)	3,210,000	1.98	6,355,800.00	

	ANHUI CONCH CEMENT COMPANY LIMITED	944,500	30.65	28,948,925.00	
	BBMG CORPORATION-H	4,406,000	6.19	27,273,140.00	
	CHINA RESOURCES CEMENT HOLDING LIMITED	1,976,000	5.35	10,571,600.00	
	CHINA COMMUNICATIONS CONST-H	5,032,000	5.62	28,279,840.00	
	CHINA RAILWAY GROUP LTD - H	1,182,000	3.51	4,148,820.00	
	CHINA RAILWAYS CONSTRUCTIO-H	2,822,000	6.61	18,653,420.00	
	CHINA SINGYES SOLAR TECHNOLOGIES HOLDING	1,239,000	8.89	11,014,710.00	
	SHANGHAI INDUSTRIAL HLDG LTD	309,000	26.15	8,080,350.00	
	CHINA EVERBRIGHT INTERNATIONAL LIMITED	785,000	10.18	7,991,300.00	
	AIR CHINA LIMITED-H	824,000	5.05	4,161,200.00	
	CHINA MERCHANTS HLDGS INTL	190,999	26.10	4,985,073.90	
	CHINA SHIPPING DEVELOPMENT COMPANY LTD	2,222,000	4.88	10,843,360.00	
	COSCO PACIFIC LIMITED	2,244,972	9.83	22,068,074.76	
	GUANGSHEN RAILWAY CO LTD-H	1,368,000	3.28	4,487,040.00	
	SINOTRANS LIMITED	5,317,000	3.25	17,280,250.00	
	CHONGQING CHANGAN AUTOMOBILE-B	5,868,043	13.91	81,624,478.13	
	GUANGZHOU AUTOMOBILE GROUP COMPANY-H	1,530,000	7.87	12,041,100.00	
	ANTA SPORTS PRODUCTS LTD	312,000	11.22	3,500,640.00	
	PLAYMATES TOYS LIMITED	1,748,000	3.56	6,222,880.00	
	SKYWORTH DIGITAL HLDGS LTD	4,566,000	4.25	19,405,500.00	
	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP LIMITED	161,000	74.40	11,978,400.00	
	MELCO INTERNATIONAL DEVELOPMENT LIMITED	1,111,000	28.20	31,330,200.00	
	CHINA MENGNIU DAIRY CO	484,000	35.75	17,303,000.00	
	CHINA MODERN DAIRY HOLDINGS LIMITED	6,582,000	3.70	24,353,400.00	
	PHOENIX HEALTHCARE GROUP CO. LIMITED	627,000	12.64	7,925,280.00	
	SHANDONG WEIGAO GROUP MEDICAL	524,000	9.16	4,799,840.00	
	CSPC PHARMACEUTICAL GROUP LIMITED	336,000	6.44	2,163,840.00	
	AGRICULTURAL BANK OF CHINA-H	15,677,000	3.42	53,615,340.00	
	BANK OF CHINA LTD - H	16,817,700	3.31	55,666,587.00	
	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	21,578,000	5.41	116,736,980.00	
	IND & COMM BK OF CHINA - H	20,665,000	4.86	100,431,900.00	
	CHINA CINDA ASSET MANAGEMENT COMPANY LTD	5,912,000	5.11	30,210,320.00	
	CITIC SECURITIES CO LTD	413,500	18.04	7,459,540.00	
	AIA GROUP LIMITED	229,000	36.45	8,347,050.00	
	CHINA LIFE INSURANCE CO-H	1,480,000	21.35	31,598,000.00	
	PING AN INSURANCE GROUP COMPANY OF CHINA	964,000	64.35	62,033,400.00	
	CHINA OVERSEAS LAND & INVEST	2,542,000	21.00	53,382,000.00	
	GEMDALE PROPERTIES AND INVESTMENT CORP	13,878,000	0.70	9,714,600.00	
	SHIMAO PROPERTY HOLDINGS LTD	2,366,000	17.00	40,222,000.00	
	TENCENT HOLDINGS LTD	303,000	532.00	161,196,000.00	
	LENOVO GROUP LIMITED	3,524,000	10.96	38,623,040.00	
	CHINA UNICOM HONG KONG LTD	1,598,000	10.22	16,331,560.00	
	BEIJING JINGNENG CLEAN ENERGY CO LTD	6,098,000	5.02	30,611,960.00	
	CHINA GAS HOLDINGS LIMITED	624,000	11.02	6,876,480.00	
	CHINA POWER INTERNATIONAL	3,659,000	2.64	9,659,760.00	
	CHINA POWER NEW ENERGY DEVELOPMENT	21,880,000	0.78	17,066,400.00	
	CHINA RESOURCES GAS GROUP LIMITED	270,000	24.45	6,601,500.00	
	CHINA WINDPOWER GROUP LIMITED	3,010,000	0.76	2,287,600.00	
	DATANG INTERNATIONAL POWER GENERATION	7,848,000	3.09	24,250,320.00	
	HUADIAN FUXIN ENERGY CORPORATION LIMITED	7,310,000	3.59	26,242,900.00	
	HUANENG RENEWABLES CORPORATION LIMITED	8,804,000	3.27	28,789,080.00	
	TOWNGAS CHINA COMPANY LIMITED	101,000	9.28	937,280.00	
	GCL POLY ENERGY HOLDINGS LIMITED	12,593,000	2.70	34,001,100.00	
小計	銘柄数 :	57		1,548,159,452.79	
				(20,373,778,398)	
	組入時価比率 :	95.3%		100.0%	
合計				20,373,778,398	
				(20,373,778,398)	

有価証券明細表注記

1. 通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額です。
2. 小計・合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書です。
3. 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および小計欄の合計金額に対する比率です。
4. 当該株式は平成25年9月2日午前10時38分に取引停止となり、平成26年4月2日現在、取引は再開されておられません。当該株式の評価につきましては、期末日時点の取引所発表の参考価格（最終取引日平成25年9月2日付株価）で評価しております。

株式以外の有価証券

該当事項はございません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はございません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

「H S B C 中国A株マザーファンド」の状況

以下の記載した情報は監査対象外です。

(1) 貸借対照表

科目	対象年月日	(平成25年1月30日現在)	(平成26年1月30日現在)
		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		391,430	110,769
投資信託受益証券		40,003,416	40,015,242
投資証券		11,752,057,716	12,311,890,920
流動資産合計		11,792,452,562	12,352,016,931
資産合計		11,792,452,562	12,352,016,931
純資産の部			
元本等			
元本		8,376,706,354	8,376,836,334
剰余金			
剰余金又は欠損金()		3,415,746,208	3,975,180,597
元本等合計		11,792,452,562	12,352,016,931
純資産合計		11,792,452,562	12,352,016,931
負債純資産合計		11,792,452,562	12,352,016,931

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

対象年月日	(自平成25年1月31日 至平成26年1月30日)
項目	

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び投資証券（以下有価証券という） 移動平均法に基づき、当該有価証券の基準価額に基づいて時価評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	外国為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、開示対象ファンドの計算期間末日においてわが国における対顧客先物相場の仲値を適用して計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物相場が発表されていない通貨については、対顧客相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条にしたがって処理しております。

（貸借対照表に関する注記）

（平成25年1月30日現在）		（平成26年1月30日現在）	
1. 受益権の総数	8,376,706,354口	1. 受益権の総数	8,376,836,334口
2. 1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額	1.4078円 14,078円）	2. 1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額	1.4745円 14,745円）

（金融商品に関する注記）

（1）金融商品の状況に関する事項

（自 平成25年1月31日 至 平成26年1月30日）	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品の運用をしております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務です。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（3）附属明細表」に記載しております。これらは、株価変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	

投資リスクの管理は、チーフ・インベストメント・オフィサー、コンプライアンス・オフィサー、運用から独立したリスク管理担当部署による複眼的な管理体制を採っております。リスク管理の状況は、定期的に関催されるリスク管理委員会（運用拠点により呼称が変わることがあります。）に報告され、審議されます。さらに、委託会社では投資モニタリングマネジャーが、投資ガイドラインに沿った運用を適正に行っているかを日々モニタリングしています。

チーフ・インベストメント・オフィサーは、運用プロセスのモニタリングやパフォーマンスの評価を行います。

コンプライアンス・オフィサーは、法令・諸規則等に基づいた遵守状況のモニタリングを行います。

リスク管理担当部署は、リスク全般をモニタリングしています。運用部門と密接にコミュニケーションを取りつつも業務は完全に独立して行い、リスク管理状況はリスク管理部門の責任者やチーフ・インベストメント・オフィサー等に報告されます。なお、コンプライアンス部門の一連の業務とも完全に独立し、リスク管理を行っております。

投資モニタリングマネジャーは、投資ガイドラインの遵守状況をモニタリングしており、必要に応じて運用部門に対し改善を求めます。改善の要求と結果はコンプライアンス・オフィサーにも報告されます。

4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

(自 平成25年1月31日
至 平成26年1月30日)

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

金融商品は時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上しているため、貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありませぬ。

2. 時価の算定方法

(1) 有価証券

「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。

(2) 金銭債権

貸借対照表に計上している金銭債権は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

(自 平成24年1月31日 至 平成25年1月30日)

売買目的有価証券

種 類	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	7,884
投資証券	2,214,907,716
合 計	2,214,915,600

(注) 「当期間」とは当該親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までの期間（平成24年8月20日から平成25年1月30日まで）を指しております。

(自 平成25年1月31日 至 平成26年1月30日)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	11,826
投資証券	911,276,520
合計	911,264,694

（デリバティブ取引に関する注記）

（平成25年1月30日現在）

該当事項はございません。

（平成26年1月30日現在）

該当事項はございません。

（関連当事者との取引に関する注記）

（自平成24年1月31日 至 平成25年1月30日）

該当事項はございません。

（自平成25年1月31日 至 平成26年1月30日）

該当事項はございません。

（重要な後発事象に関する注記）

（自平成25年1月31日 至 平成26年1月30日）

該当事項はございません。

（その他の注記）

本書における開示対象ファンドの各計算期間における元本額の変動

（平成25年1月30日現在）		（平成26年1月30日現在）	
期首元本額：	8,200,000,000円	期首元本額：	8,376,706,354円
期中追加設定元本額：	176,706,354円	期中追加設定元本額：	129,980円
期中一部解約元本額：	- 円	期中一部解約元本額：	- 円
期末元本額：	8,376,706,354円	期末元本額：	8,376,836,334円
元本の内訳：*		元本の内訳：*	
H S B C チャイナ オープン	4,993,225,052円	H S B C チャイナ オープン	4,993,355,032円
H S B C 中国株式ファンド （3ヶ月決算型）	3,383,481,302円	H S B C 中国株式ファンド （3ヶ月決算型）	3,383,481,302円

*当該親投資信託の受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本です。

（3）附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はございません。

株式以外の有価証券

			銘柄数		
--	--	--	-----	--	--

種類	通貨	銘柄	比率	券面総額	評価額	備考
投資信託 受益証券	日本円	H S B C マネープールファンド (適格機関投資家専用)		39,420,000	40,015,242	
	小計	銘柄数： 組入時価比率：	1 0.3%	39,420,000	40,015,242 100.0%	
	合計				40,015,242	
投資証券	米ドル	HSBC Specialist Funds-HSBC China Opportunities Fund- Class ZD		1,050,000	120,468,600.00	
	小計	銘柄数： 組入時価比率：	1 99.7%	1,050,000	120,468,600.00 (12,311,890,920) 100.0%	
	合計				12,311,890,920 (12,311,890,920)	
	株式以外 合計				12,351,906,162 (12,311,890,920)	

有価証券明細表注記

1. 通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額です。
2. 小計・合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書です。
3. 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率です。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はございません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

「H S B C 中国A株マザーファンド」は「HSBC Specialist Funds-HSBC China Opportunities Fund- Class ZD」の投資証券及び「H S B C マネープールファンド（適格機関投資家専用）」の投資信託受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部にそれぞれ投資証券、投資信託受益証券と記載しております。

これらの証券の状況は以下のとおりです。なお、以下の記載した情報は監査対象外です。

1. 「HSBC Specialist Funds-HSBC China Opportunities Fund- Class ZD」の状況

「HSBC Specialist Funds」は米ドル建てルクセンブルグ籍の会社型投資信託であり、平成24年11月30日に会計年度を終了し、添付財務諸表はルクセンブルグの諸法規に準拠して作成され、独立の監査人により財務書類の監査を受けております。これら投資証券の「純資産計算書」、「有価証券明細表」は、H S B C インベストメント・ファンズ（ルクセンブルグ）エス・エーから入手した資料に基づき、その一部を抜粋・翻訳したものです。なお、以下の内容は「HSBC Specialist Funds」のサブファンドである「HSBC China Opportunities Fund」の全てのクラスを合算しております。

また、開示対象ファンドの決算日におけるクラスZDの一株当たり情報につきましては、（3）一株当たり情報にて記載しております。

（1）純資産計算書

対象年月日	（平成24年11月30日現在）
科目	金額（米ドル）
資産	
有価証券	96,456,672

投資に係る未実現利益または損失 ()	2,653,473
現金及び現金同等物	6,198,267
有価証券売却に係る未収入金	285,057
未収収益	9,841
資産合計	105,603,310
負債	
未払費用	888,784
負債合計	888,784
純資産額	104,714,526
平成24年11月30日現在の株数 (クラスZD)	1,050,000
一株当たり純資産額 (クラスZD)	99.728

(2) 附属明細表

株式

種類	通貨	銘柄	数量	評価額金額 (米ドル)	投資比率 (%)
株式	人民元	Agricultural Bank of China	7,479,700	3,129,205	2.99
		Anhui Conch Cement	917,200	2,426,786	2.32
		Bank of Beijing 'A'	433,900	502,072	0.48
		Beijing Jangho Curtain Wall	567,227	1,654,757	1.58
		Beijing New Building Material 'A'	738,726	1,661,531	1.59
		China Camc Engineering 'A'	890,253	4,033,997	3.85
		China Cyts Tours Holding 'A'	843,800	1,851,788	1.77
		China Fortune Land Development 'A'	720,335	2,534,077	2.42
		China Life Insurance 'A'	201,800	569,261	0.54
		China Merchants Property Development	318,474	1,219,589	1.17
		China Merchants Bank	954,400	1,538,119	1.47
		China Minsheng Banking 'A'	8,472,100	8,551,423	8.17
		China National Chemical 'A'	4,875,853	5,555,780	5.31
		China Oilfield Services 'A'	774,467	1,868,164	1.79
		China Pacific Insurance	2,076,300	5,605,313	5.35
		China Railway 'A'	2,225,100	1,020,229	0.98
		China Railway Construction Corporation	1,912,451	1,657,005	1.58
		China Vanke 'A'	1,551,500	2,181,474	2.08
		Chongqing Changan Automobile 'A'	1,779,502	1,466,081	1.40
		CITIC Securities 'A'	2,301,100	3,701,080	3.54
		China State Construction Engineering Corporation	4,319,500	2,167,832	2.07
		CSR Corporation 'A'	2,673,800	2,052,574	1.96
		Gemdale Corporation	585,300	496,312	0.47
		Great Wall Motor 'A'	1,306,309	3,814,010	3.64
		Gree Electric Appliances	1,097,949	4,136,683	3.95
		Guangdong Homa Appliances 'A'	95,800	187,471	0.18
		Guoyuan Securities 'A'	438,707	629,522	0.60
		Haitong Securities	2,053,200	2,606,605	2.49
		Hangzhou Binjiang Real Estate	994,340	1,385,308	1.32
		Huaxin Cement 'A'	533,800	994,869	0.95
		Huayu Automotive Systems	747,700	1,113,739	1.06
		Industrial & Commercial Bank of China	1,617,500	1,009,200	0.96
		Industrial Bank	14,700	29,876	0.03
		Jiangsu Yangnong Chemical	372,974	987,737	0.94
		Jiangxi Copper	286,400	925,199	0.88
		Jiangxi Wannianqing Cement	553,158	919,013	0.88
		Jiangsu Zhongnan Construction 'A'	793,276	1,474,645	1.41
		Luzhou Laojiao	321,899	1,729,767	1.65
		Poly Real Estate Group 'A'	1,332,000	2,458,981	2.35
		Qingdao Haier	947,609	1,699,143	1.62
		RiseSun Real Estate Development 'A'	738,473	1,300,425	1.24

	SAIC Motor Corporation 'A'	543,500	1,228,106	1.17	
	Shanghai Fosun Pharmaceutical	546,500	809,652	0.77	
	Shanghai Pudong Development Bank	1,695,600	2,032,803	1.94	
	Shanxi Coal International Energy	142,400	381,574	0.37	
	Shanxi Lanhua Sci-Tech	413,600	1,143,483	1.09	
	Shenzhen MTC 'A'	762,293	1,417,049	1.35	
	Stanley Fertilizer 'A'	161,545	677,785	0.65	
	Wuliangye Yibin 'A'	650,404	2,816,603	2.69	
	Yonggao 'A'	71,320	185,496	0.18	
	Zhejiang Transfar 'A'	606,100	689,646	0.66	
	Zijin Mining	1,619,800	935,195	0.89	
	Zoomlion Heavy Industry Science and Technology 'A'	1,523,300	1,946,111	1.86	
	小計	銘柄数:	53	99,110,145	94.65
	合計			99,110,145	94.65

注1)「HSBC Specialist Funds」の計算期間は、原則として、毎年12月1日から翌年11月30日までであり、開示対象ファンドの計算期間とは異なります。上記の有価証券明細表は平成24年11月30日現在における「HSBC China Opportunities Fund」の状況です。

注2)投資比率とは、「HSBC China Opportunities Fund」の純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

財務諸表に対する注記

重要な会計方針の要約

1) 財務諸表の表示

当財務諸表は、ルクセンブルグの投資法人に関する法令に従い、USD建で表示しております。

2) 外国為替換算

「HSBC Specialist Funds」の基本通貨以外の通貨建ての資産、負債については、会計年度末(平成24年11月30日)の為替レートで換算しております。また、同会計年度内に発生した基本通貨以外の取引は取引日の為替レートで換算しております。

3) 有価証券の評価

オープン・エンド型の投資法人の株式またはユニットはそれぞれの評価日における純資産総額に基づいて評価します。

上場証券取引所もしくはその他正式な市場において取引されている有価証券(クローズド・エンド型投資法人の株式またはユニットを含む)は、直近の取得可能価格で評価しております。それらの有価証券が複数の取引所もしくは正式な市場において取引されている場合は、取締役が評価のための主要証券取引所または市場を選択します。

「HSBC Specialist Funds」が保有する有価証券が上場証券取引所、あるいはその他正式な市場において取引されていない場合は、それらの有価証券の評価額は、慎重かつ誠実な立場において、合理的な売却予想価格またはその他の適切な評価基準に沿って決定します。

前述の評価基準が特定な市場において、通常使用されている評価方法と一致しない場合または、有価証券の評価を決定するために適切でないと思われる場合は、取締役会は別の評価基準を誠実かつ一般に認められた原則と手続きに基づいて定めることができます。

4) 利子・配当収入

配当収益は源泉税控除後の額を配当落ち日に計上します。未収の利息収入も源泉税控除後の額を日々計上します。その他の収入は、受領したときに認識します。

5) 外国為替予約取引

未決済の先渡為替予約は、当該予約の残存年月に対応した先物レートを参考に、決算日に評価します。未実現評価損益は財務諸表の純資産項目に表示されます。

6) サブファンド設定費用

すべてのサブファンドはそのサブファンドの設定費用を負担し、5年以内に償却するものとします。平成21年7月に設定された「HSBC China A-Share Fund」については、すべての設定に関する費用を、ファンド設定後初めての純資産額計算時に償却しました。平成24年8月に設定された「HSBC China Opportunities Fund」についても、すべての設定に関する費用を、ファンド設定後初めての純資産額計算時に償却しました。

(3) 一株当たり情報

平成26年1月30日現在の株数（クラスZD）	1,050,000
一株当たり純資産額（クラスZD）	U S D 114.732

上記の一株当たり情報は、平成26年1月30日現在における「HSBC China Opportunities Fund- Class ZD」の状況です。

2. 「H S B C マネープールファンド（適格機関投資家専用）」の状況

(1) 貸借対照表

科目	対象年月日	(平成26年1月30日現在)
		金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		12,925,043
国債証券		409,968,268
未収利息		10
流動資産合計		422,893,321
資産合計		422,893,321
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬		33,328
未払委託者報酬		33,270
流動負債合計		66,598
負債合計		66,598
純資産の部		
元本等		
元本		416,540,012
剰余金		
剰余金又は欠損金()		6,286,711
(分配準備積立金)		705,656
元本等合計		422,826,723
純資産合計		422,826,723
負債純資産合計		422,893,321

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	対象年月日	(自平成25年1月31日 至平成26年1月30日)
----	-------	------------------------------

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額で評価しております。</p>
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>資産・負債の状況は、平成26年1月30日現在であります。当該投資信託の計算期間は原則として毎年3月11日から翌年3月10日までとなっております。</p>

（貸借対照表に関する注記）

（平成26年1月30日現在）	
1. 受益権の総数	416,540,012口
2. 1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.0151円 10,151円

（金融商品に関する注記）

（1）金融商品の状況に関する事項

（自 平成25年1月31日 至 平成26年1月30日）	
1. 金融商品に対する取組方針	<p>当ファンドは、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品の運用をしております。</p>
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、国債証券、金銭債権及び金銭債務です。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（3）附属明細表」に記載しております。これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	

投資リスクの管理は、チーフ・インベストメント・オフィサー、コンプライアンス・オフィサー、運用から独立したリスク管理担当部署による複眼的な管理体制を採っております。リスク管理の状況は、定期的に関催されるリスク管理委員会（運用拠点により呼称が変わることがあります。）に報告され、審議されます。さらに、委託会社では投資モニタリングマネジャーが、投資ガイドラインに沿った運用を適正に行っているかを日々モニタリングしています。

チーフ・インベストメント・オフィサーは、運用プロセスのモニタリングやパフォーマンスの評価を行います。

コンプライアンス・オフィサーは、法令・諸規則等に基づいた遵守状況のモニタリングを行います。

リスク管理担当部署は、リスク全般をモニタリングしています。運用部門と密接にコミュニケーションを取りつつも業務は完全に独立して行い、リスク管理状況はリスク管理部門の責任者やチーフ・インベストメント・オフィサー等に報告されます。なお、コンプライアンス部門の一連の業務とも完全に独立し、リスク管理を行っています。

投資モニタリングマネジャーは、投資ガイドラインの遵守状況をモニタリングしており、必要に応じて運用部門に対し改善を求めます。改善の要求と結果はコンプライアンス・オフィサーにも報告されます。

4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

(自 平成25年1月31日
至 平成26年1月30日)

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

金融商品は時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上しているため、貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありません。

2. 時価の算定方法

(1) 国債証券

「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。

(2) 金銭債権及び金銭債務

貸借対照表に計上している金銭債権及び金銭債務は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

(自 平成25年1月31日 至 平成26年1月30日)

売買目的有価証券

種 類	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
国 債 証 券	
合 計	

(注)「当期間」とは、当該投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までの期間（平成25年3月12日から平成26年1月30日まで）を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)

（平成26年1月30日現在）

該当事項はございません。

（関連当事者との取引に関する注記）

（自平成25年1月31日 至 平成26年1月30日）

該当事項はございません。

（重要な後発事象に関する注記）

（自平成25年1月31日 至 平成26年1月30日）

該当事項はございません。

（その他の注記）

本書における開示対象ファンドの計算期間における元本額の変動

（平成26年1月30日現在）	
期首元本額：	267,540,012円
期中追加設定元本額：	155,000,000円
期中一部解約元本額：	6,000,000円
期 末 元 本 額：	416,540,012円

（3）附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はございません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)
国債証券	第409回国庫短期証券	120,000,000	119,996,489
	第418回国庫短期証券	140,000,000	139,988,147
	第421回国庫短期証券	150,000,000	149,983,632
	合 計	410,000,000	409,968,268

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はございません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

2【ファンドの現況】

以下は平成26年2月末日現在の当ファンドの現況です。

【純資産額計算書】

資産総額	16,623,933,370 円
負債総額	58,230,984 円

純資産総額 (-)	16,565,702,386 円
発行済口数	6,921,124,235 口
1口当たり純資産額 (/)	2.3935 円

(参考) H S B C チャイナ マザーファンド

資産総額	21,023,865,466 円
負債総額	288,301,630 円
純資産総額 (-)	20,735,563,836 円
発行済口数	4,863,276,798 口
1口当たり純資産額 (/)	4.2637 円

(参考) H S B C 中国A株マザーファンド

資産総額	11,756,890,004 円
負債総額	- 円
純資産総額 (-)	11,756,890,004 円
発行済口数	8,376,836,334 口
1口当たり純資産額 (/)	1.4035 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換

該当事項はありません。

委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継するものが存在しない場合等その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記に規定する振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(6) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者としてします。）に支払います。

(7) 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、換金申込の受付、換金代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（本書提出日現在）

資本金 495百万円

発行可能株式総数 24,000株

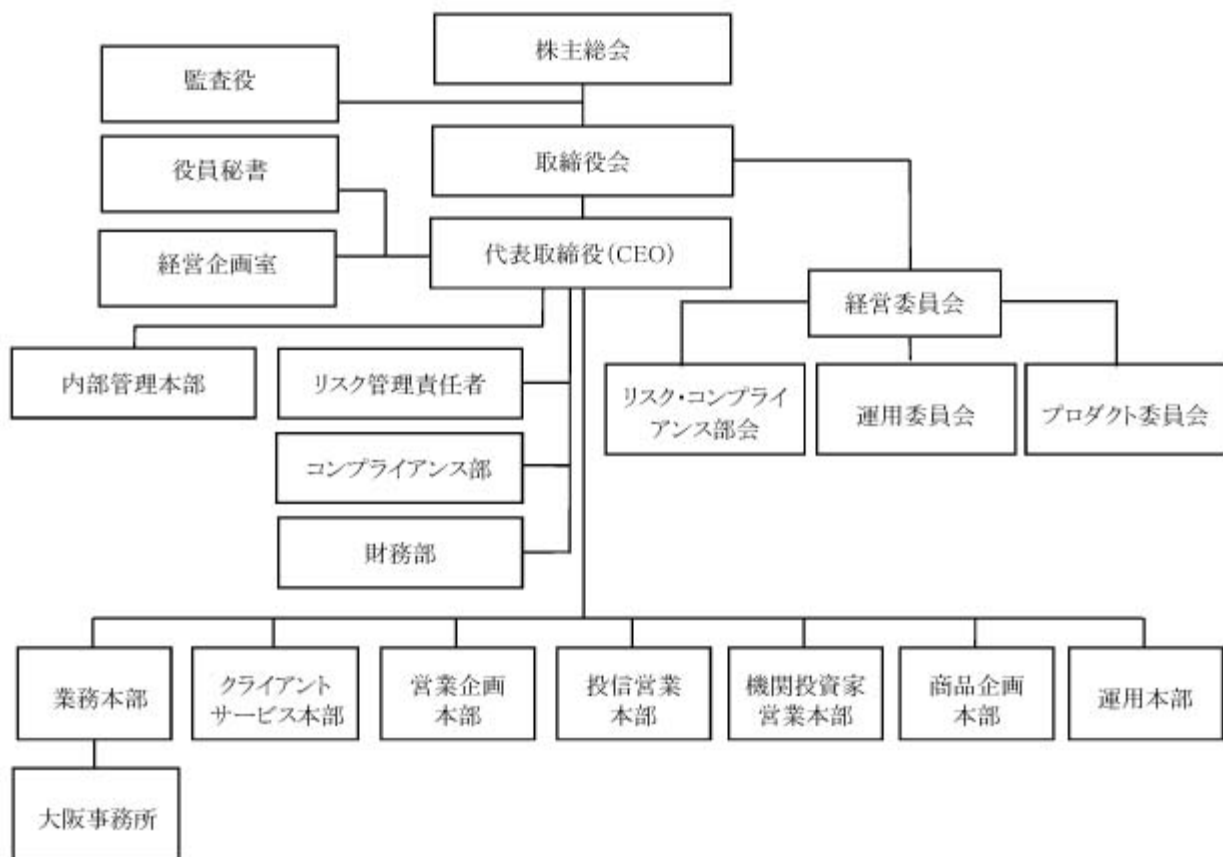
発行済株式総数 2,100株

直近5ヶ年における資本金の額の増減

該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構

組織図（本書提出日現在）



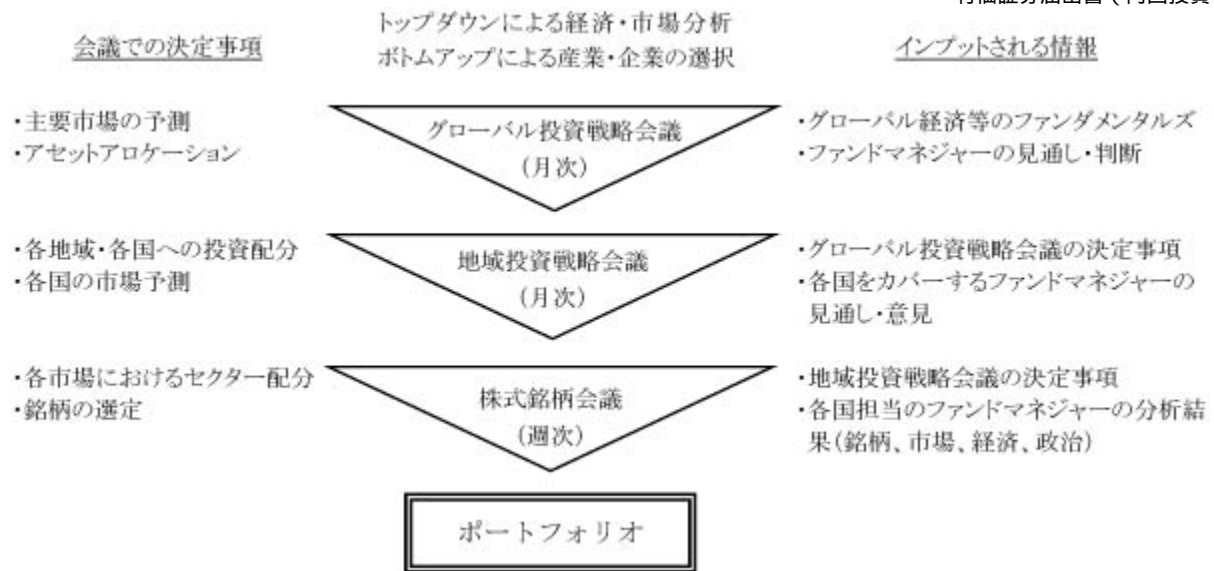
経営体制

当社業務執行の最高機関である取締役会は3名以上の取締役で構成されます。取締役の選任は株主総会において、発行済株式総数の2分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結時までとし、補欠または増員のために選任された取締役の任期は、他の取締役の残存任期と同一とします。

取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役1名を選任します。

投資運用の意思決定機構



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者（登録番号：関東財務局長（金商）第308号）として、その運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

平成26年2月末現在、委託会社が運用を行っている証券投資信託は以下のとおりです。（親投資信託は、ファンド数および純資産総額の合計から除いています。）

基本的性格	ファンド数	純資産総額
追加型株式投資信託	43	771,836百万円
合 計	43	771,836百万円

3【委託会社等の経理状況】

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）第2条に基づき、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令 第52号）により作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日 内閣府令第52号）により作成しております。
- (3) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第28期事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。
また、当中間会計期間（自平成25年4月1日 至平成25年9月30日）の中間財務諸表についても、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。
- (4) 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(1) 【貸借対照表】

	(単位：千円)	
	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
資産の部		
流動資産		
預金	*4 6,595,906	*4 1,194,239
前払費用	7,317	8,634
未収入金	27,008	20,034
未収委託者報酬	1,933,315	2,133,937
未収運用受託報酬	-	546
未収投資助言報酬	14,826	9,496
未収収益	10,090	31,189
未収消費税等	50,169	21,701
繰延税金資産	78,144	114,364
流動資産計	8,716,778	3,534,144
固定資産		
有形固定資産	*1	*1
建物附属設備	19,510	11,758
器具備品	4,415	2,678
有形固定資産計	23,925	14,436
無形固定資産		
商標権	891	791
無形固定資産計	891	791
投資その他の資産		
敷金	34,432	34,432
繰延税金資産	12,109	14,210
投資その他の資産計	46,542	48,643
固定資産計	71,359	63,871
資産合計	8,788,137	3,598,016
負債の部		
流動負債		
預り金	164	-
未払金	*4、5 1,201,471	*4、5 1,269,895
未払費用	521,412	519,794
未払法人税等	*2 34,972	*2 310,913
賞与引当金	54,383	57,786
流動負債計	1,812,404	2,158,390
固定負債		
役員退職慰労引当金	28,449	32,335
固定負債計	28,449	32,335
負債合計	1,840,854	2,190,725

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	495,000	495,000
利益剰余金		
利益準備金	-	123,750
その他利益剰余金		

繰越利益剰余金	6,452,283	788,541
利益剰余金計	6,452,283	912,291
株主資本計	6,947,283	1,407,291
純資産合計	6,947,283	1,407,291
負債・純資産合計	8,788,137	3,598,016

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)		当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)	
営業収益				
委託者報酬		10,597,411		8,307,420
運用受託報酬		-		1,046
投資助言報酬		72,649		52,122
その他営業収益		21,642		96,288
営業収益計		10,691,703		8,456,879
営業費用				
支払手数料	*2	4,468,924	*2	3,460,201
広告宣伝費		26,401		28,988
調査費				
調査費		24,259		26,365
委託調査費		1,972,758		1,558,078
調査費計		1,997,018		1,584,444
委託計算費		125,299		117,744
営業雑費				
通信費		20,954		20,602
印刷費		135,410		102,666
協会費		7,922		6,160
諸会費		550		550
営業雑費計		164,837		129,979
営業費用計		6,782,481		5,321,358
一般管理費				
給料 *2				
役員報酬	*1	69,304	*1	71,095
給料・手当	*3	785,140	*3	847,114
退職手当		58,725		76,388
賞与		197,543		212,891
賞与引当金繰入額		54,383		57,786
給料計		1,165,097		1,265,276
交際費		3,899		3,991
旅費交通費		25,291		27,299
租税公課		14,707		11,779
不動産賃借料		57,303		60,553
役員退職慰労引当金繰入		3,776		3,885
固定資産減価償却費		11,150		9,589
弁護士費用等		62,159		61,186
事務委託費	*2	233,589	*2	280,786
保険料		7,487		9,345
諸経費		71,295		74,577
一般管理費計		1,655,759		1,808,271
営業利益		2,253,462		1,327,249

	(単位：千円)	
	前事業年度 (自平成23年4月 1日 至平成24年3月31日)	当事業年度 (自平成24年4月 1日 至平成25年3月31日)
営業外収益		
受取利息	1	1
雑収入	180	891
営業外収益計	182	893
営業外費用		
為替差損	2,317	1,581
雑損失	39	3
営業外費用計	2,357	1,584
経常利益	2,251,287	1,326,558
税引前当期純利益	2,251,287	1,326,558
法人税、住民税及び事業税	843,525	576,870
法人税等調整額	103,246	38,320
当期純利益	1,304,515	788,008

(3) 【株主資本等変動計算書】

	(単位：千円)	
	前事業年度 (自平成23年4月 1日 至平成24年3月31日)	当事業年度 (自平成24年4月 1日 至平成25年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	495,000	495,000
当期末残高	495,000	495,000
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	-	-
当期変動額		
剰余金の配当に伴う準備金の積立	-	123,750
当期変動額合計	-	123,750
当期末残高	-	123,750
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	5,147,767	6,452,283
当期変動額		
剰余金の配当	-	6,328,000
剰余金の配当に伴う準備金の積立	-	123,750
当期純利益	1,304,515	788,008
当期変動額合計	1,304,515	5,663,741
当期末残高	6,452,283	788,541
株主資本合計		
当期首残高	5,642,767	6,947,283
当期変動額		
剰余金の配当	-	6,328,000
当期純利益	1,304,515	788,008
当期変動額合計	1,304,515	5,539,991
当期末残高	6,947,283	1,407,291

純資産合計		
当期首残高	5,642,767	6,947,283
当期変動額		
剰余金の配当	-	6,328,000
当期純利益	1,304,515	788,008
当期変動額合計	1,304,515	5,539,991
当期末残高	6,947,283	1,407,291

重要な会計方針

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産除く）

定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	5年
器具備品	3～5年

(2) 無形固定資産（リース資産除く）

定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

商標権	10年
-----	-----

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、個々のリース資産で重要性が乏しいと認められるものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

2 引当金の計上基準

(1) 退職給付引当金

従業員に対する退職給付の支給に備えるため、当事業年度末における自己都合要支給額を退職給付引当金として計上しております。但し、当事業年度には対象従業員が居ない為、引当計上はしていません。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の在任中の貢献に報いるために、役員退職慰労金制度の内規に基づき当事業年度末における要支給額を役員退職慰労引当金として計上しております。

3 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4 その他財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

注記事項

（貸借対照表関係）

1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
建物附属設備	21,638 千円	29,390 千円
器具備品	12,533	14,073

2 未払法人税等の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)

法人税	21,466	千円	178,967	千円
復興特別法人税	-		35,938	
事業税	5,788		28,432	
地方法人特別税	3,009		30,060	
住民税	4,708		37,515	

3 当座貸越契約及び貸出コミットメント

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行の香港上海銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

当事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次の通りであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	1,000,000 千円	1,000,000 千円
借入実行残高	-	-
差引額	1,000,000	1,000,000

4 関係会社に対する債権及び債務

各科目に含まれているものは、次の通りであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
預金	6,540,154 千円	1,067,426 千円
未払金	26,824	25,119

5 当社が採用するグループ会社株式による報酬制度に係る費用については、当社負担相当額を権利確定期間に亘って費用処理しております。

(損益計算書関係)

1 役員報酬の限度額は次の通りであります。

	前事業年度 (自平成23年4月 1日 至平成24年3月31日)	当事業年度 (自平成24年4月 1日 至平成25年3月31日)
取締役 年額	300,000 千円	300,000 千円
監査役 年額	50,000	50,000

2 関係会社に係る営業費用

各科目に含まれているものは、次の通りであります。

	前事業年度 (自平成23年4月 1日 至平成24年3月31日)	当事業年度 (自平成24年4月 1日 至平成25年3月31日)
支払手数料	114,466 千円	35,730 千円
事務委託費	124,963	164,153
人件費等	51,301	21,048

3 給料・手当及び退職手当に含まれる、被出向者に係る退職給付費用相当額

	前事業年度 (自平成23年4月 1日 至平成24年3月31日)	当事業年度 (自平成24年4月 1日 至平成25年3月31日)
退職給付費用相当額	120,866 千円	110,010 千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	2,100	-	-	2,100

2．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	2,100	-	-	2,100

2．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成24年11月30日 取締役会	普通株式	6,328	3,013,333	平成24年3月31日	平成24年12月4日

（リース取引関係）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に関する取組方針

当社は、内部管理規程に基づく安全性及びカウンターパーティー・リスクを重視した運用を自己資金運用の基本方針としております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬は、当社が運用を委託している信託財産から回収を行っており、回収のリスクは僅少と判断しております。未収運用受託報酬は、運用受託先ごとに期日管理及び残高管理をしており、回収期日はすべて1年以内となっております。未収投資助言

報酬は、投資助言先ごとに期日管理及び残高管理をしており、回収期日はすべて1年以内となっております。営業債務である未払金、未払費用は、1年以内の支払期日となっております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(平成24年3月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	6,595,906	6,595,906	-
(2) 未収委託者報酬	1,933,315	1,933,315	-
(3) 未収投資助言報酬	14,826	14,826	-
(4) 未収収益	10,090	10,090	-
資産計	8,554,138	8,554,138	-
(1) 未払金	1,201,471	1,201,471	-
(2) 未払費用	521,412	521,412	-
負債計	1,722,884	1,722,884	-

注)金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産項目 (1) 預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収投資助言報酬、(4) 未収収益

これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債項目 (1) 未払金、(2) 未払費用

これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

当事業年度(平成25年3月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	1,194,239	1,194,239	-
(2) 未収委託者報酬	2,133,937	2,133,937	-
(3) 未収運用受託報酬	546	546	-
(4) 未収投資助言報酬	9,496	9,496	-
(5) 未収収益	31,189	31,189	-
資産計	3,369,409	3,369,409	-
(1) 未払金	1,269,895	1,269,895	-
(2) 未払費用	519,794	519,794	-
負債計	1,789,689	1,789,689	-

注)金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産項目 (1) 預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、(4) 未収投資助言報酬、(5) 未収収益

これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債項目 (1) 未払金、(2) 未払費用

これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

重要性がないため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

(1) セグメント情報

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(2) 関連情報

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. サービスごとの情報

単一サービスによる営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦の所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(3) 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

(4) 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

(5) 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)		当事業年度 (平成25年3月31日)	
繰延税金資産				
減価償却の償却超過額	1,970	千円	2,686	千円
退職給付引当金及び役員退職慰労金損金算入 限度超過額	10,139		11,523	
未払金否認	31,247		27,570	
未払費用否認	24,266		44,216	
賞与引当金否認	20,671		21,964	
未払事業税等	3,343		22,232	
前払費用	2,063		-	
繰延税金資産小計	93,702		130,195	
評価性引当額	3,448		1,620	
繰延税金資産の合計	90,254		128,575	

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)		当事業年度 (平成25年3月31日)	
法定実効税率 (調整)	40.7	%	38.0	%
評価性引当額	0.1		0.1	
住民税均等割	0		0	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.2		2.6	
事業税段階税率端数調整	0.0		0.0	
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.3		0	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	42.1		40.5	

（関連当事者との取引）

1 関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権行 使等の被 所有者割 合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	The Hongkong and Shanghai Banking Corporation, Limited *4	香港	32,140百万 香港ドル	銀行業	間接 100%	資金の預金・ 販売委託契約 ・事務委託、 役員の兼任	*1 資金の預入		預金	6,540,154
							*2 支払手数料	114,466	未払金	26,824
							*3 事務委託	124,963		
							人件費等	51,301		

日常業務に関わる資金の出入りであるため、取引金額の記載を行なっておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針

- *1 当該預金は定期預金1,005,246千円を含んでおり、預け入れ更新日の利率表に基づき、利息を授受しております。残額については、全額当座預金であり、無利息となっております。
- *2 当該会社との販売に関する契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。
- *3 当該会社とのパフォーマンス・レベル・アグリーメントに基づき、予め定められた料率並びに計算方法で計算された金額を支払っております。
- *4 当該預金並びに当該会社との取引内容につきましては、The Hongkong and Shanghai Banking Corporation, Limitedの東京支店に対するものです。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権行使等の被所有者割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	The Hongkong and Shanghai Banking Corporation, Limited *4	香港	58,968百万香港ドル	銀行業	間接100%	資金の預金・販売委託契約・事務委託、役員の兼任	*1 資金の預入		預金	1,067,426
							*2 支払手数料	35,730	未払金	25,119
							*3 事務委託	164,153		
							人件費等	21,048		

日常業務に関わる資金の出入りであるため、取引金額の記載を行なっておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針

- *1 全額当座預金であり、無利息となっております。
- *2 当該会社との販売に関する契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。
- *3 当該会社とのパフォーマンス・レベル・アグリーメントに基づき、予め定められた料率並びに計算方法で計算された金額を支払っております。
- *4 当該預金並びに当該会社との取引内容につきましては、The Hongkong and Shanghai Banking Corporation, Limitedの東京支店に対するものです。

（イ）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等
前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権行使等の被所有者割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management Ltd	英国 ロンドン	146,275千ポンド	投資運用業	なし	事務委託等	事務委託	63,509	未払費用	15,722
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (HK) Ltd	香港	240,000千香港ドル	投資運用業	なし	事務委託・投資運用契約	事務委託	23,137	未払費用	151,702
							*1 支払投資運用報酬	715,410		
同一の親会社を持つ会社	Sinopia Asset Management SA	フランス パリ	*4	投資運用業	なし	投資運用契約	マネジメントフィー	117	未収収益	-
							*1 支払投資運用報酬	15,629	未払費用	-
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (FRANCE) *4	フランス パリ	7,882千ユーロ	投資運用業	なし	投資運用契約	マネジメントフィー	203	未収収益	-
							*1 支払投資運用報酬	35,566	未払費用	20,553

同一の親会社を持つ会社	HSBC Bank Brasil SA	ブラジル	4,824百万 ブラジルレアル	銀行業	なし	投資運用 契約	*1 支払投資 運用報酬	1,128,948	未払費用	287,889
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (UK) Ltd	英国 ロンドン	35,620千 ポンド	投資 運用業	なし	投資運用 契約	*1 支払投資 運用報酬	77,203	未払費用	3,435
同一の親会社を持つ会社	HSBC Services Japan Limited *5	バハマ	5千米ドル	サービ ス業	なし	事務委託	*3 事務委託	3,730	未払金	371,139
							人件費・事務所賃借料等	1,144,746		
同一の親会社を持つ会社	HSBC Securities (Japan) Limited *6	英国 ロンドン	102百万 ポンド	証券業	なし	販売委託契約 ・事務委託、 役員の兼任	*2 支払手数料	7,352	未払金	1,948
							*3 事務委託	15,430		
							人件費等	12,247		
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (USA) Inc.	米国 ニューヨ ーク	1,100米ドル	投資 運用業	なし	投資運用 契約	*1 その他営業収益	21,642	未収収益	10,090

取引条件及び取引条件の決定方針

- *1 当該会社との投資運用契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。
- *2 当該会社との販売に関する契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。
- *3 当該会社とのパフォーマンス・レベル・アグリーメントに基づき、予め定められた料率並びに計算方法で計算された金額を支払っております。
- *4 Sinopia Asset Management SAは、HSBCグループのブランディング（商標）の統一を目的として、HSBC Global Asset Management (FRANCE)に、平成23年7月1日付けで統合されました。なお、Sinopia Asset Management SAは、統合されたため、期末時点での資本金又は出資金はございません。
- *5 当該会社との取引内容につきましては、HSBC Services Japan Limitedの東京支店に対するものです。
- *6 当該会社との取引内容につきましては、HSBC Securities (Japan) Limited の東京支店に対するものです。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権行 使等の被 所有者割 合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management Ltd	英国 ロンドン	146,275千 ポンド	投資 運用業	なし	事務委託等	事務委託	67,304	未払費用	18,208
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (HK) Ltd	香港	240,000千 香港ドル	投資 運用業	なし	事務委託・ 投資運用 契約・ 役員の兼任	事務委託	28,209	未払費用	140,268
							*1 支払投資 運用報酬	702,443		
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (FRANCE)	フランス パリ	8,050千 ユーロ	投資 運用業	なし	投資運用 契約	マネジメントフィー	125	未収収益	-
							*1 支払投資 運用報酬	39,464	未払費用	4,559
同一の親会社を持つ会社	HSBC Bank Brasil SA	ブラジル	4,824百万 ブラジルレアル	銀行業	なし	投資運用 契約	*1 支払投資 運用報酬	804,701	未払費用	262,410

同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (UK) Ltd	英国 ロンドン	35,620千 ポンド	投資 運用業	なし	投資運用 契約	*1 支払投資 運用報酬	60,273	未払費用	3,207
同一の親会社を持つ会社	HSBC Services Japan Limited *4	パハマ	5千米ドル	サービ ス業	なし	事務委託	*3 事務委託	4,921	未払金	289,803
							人件費・事務所賃 借料等	1,141,370		
同一の親会社を持つ会社	HSBC Securities (Japan) Limited *5	英国 ロンドン	102百万 ポンド	証券業	なし	販売委託契約 ・事務委託、 役員の兼任	*2 支払手数料	2,296	未払金	1,012
							*3 事務委託	15,446		
							人件費等	1,165		
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (USA) Inc.	米国 ニューヨ ーク	1,002米ドル	投資 運用業	なし	投資運用 契約	*1 その他営業収益	12,569	未収収益	9,825

取引条件及び取引条件の決定方針

- *1 当該会社との投資運用契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。
- *2 当該会社との販売に関する契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。
- *3 当該会社とのパフォーマンス・レベル・アグリーメントに基づき、予め定められた料率並びに計算方法で計算された金額を支払っております。
- *4 当該会社との取引内容につきましては、HSBC Services Japan Limitedの東京支店に対するものです。
- *5 当該会社との取引内容につきましては、HSBC Securities (Japan) Limited の東京支店に対するものです。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

The Hongkong and Shanghai Banking Corporation, Limited (非上場)

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自平成23年4月 1日 至平成24年3月31日)	当事業年度 (自平成24年4月 1日 至平成25年3月31日)
1株当たり純資産額	3,308,230.02円	670,138.73円
1株当たり当期純利益	621,197.66円	375,242.04円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下の通りです。

	前事業年度 (自平成23年4月 1日 至平成24年3月31日)	当事業年度 (自平成24年4月 1日 至平成25年3月31日)
当期純利益(千円)	1,304,515	788,008
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	1,304,515	788,008
普通株式の期中平均株式数(株)	2,100	2,100

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

< 中間財務諸表 >

(1) 中間貸借対照表

(単位 : 千円)

		当中間会計期間末 (平成25年9月30日)
資産の部		
流動資産		
預金		1,653,155
前払費用		7,158
未収入金		22,842
未収委託者報酬		1,693,387
未収運用受託報酬		818
未収収益		41,197
繰延税金資産		135,978
流動資産計		3,554,537
固定資産		
有形固定資産		
	*1	
建物附属設備		7,882
器具備品		1,871
有形固定資産計		9,753
無形固定資産		
商標権		741
無形固定資産計		741
投資その他の資産		
敷金		34,432
繰延税金資産		15,447
投資その他の資産計		49,880
固定資産計		60,375
資産合計		3,614,913
負債の部		
流動負債		
預り金		124
未払金	*4	729,460
未払費用		502,061
未払消費税等	*2	23,559
未払法人税等		299,744
賞与引当金		174,192
流動負債計		1,729,142
固定負債		
役員退職慰労引当金		34,277
固定負債計		34,277
負債合計		1,763,420

(単位 : 千円)

当中間会計期間末
(平成25年9月30日)

純資産の部

株主資本	
資本金	495,000
利益剰余金	
利益準備金	123,750
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	1,232,742
利益剰余金合計	1,356,492
株主資本合計	1,851,492
純資産合計	1,851,492
負債・純資産合計	3,614,913

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

	当中間会計期間	
	(自 平成25年4月 1日	
	至 平成25年9月30日)	
営業収益		
委託者報酬		3,863,701
運用受託報酬		886
投資助言報酬		660
その他収益		165,620
営業収益計		4,030,868
営業費用		
支払手数料		1,616,629
広告宣伝費		8,832
調査費		
調査費		14,836
委託調査費		698,589
調査費計		713,426
委託計算費		62,613
営業雑費		
通信費		7,935
印刷費		44,060
協会費		2,564
諸会費		400
営業雑費計		54,961
営業費用計		2,456,463
一般管理費		
給料		
役員報酬		30,542
給料・手当	*1	400,249
賞与		33,792
賞与引当金繰入額		116,406
給料計		580,991
交際費		1,419
旅費交通費		11,638
租税公課		6,063
不動産賃借料		30,377
役員退職慰労引当金繰入		1,942
固定資産減価償却費	*2	4,732

弁護士費用等	15,900
事務委託費	151,263
保険料	4,854
諸経費	42,341
一般管理費計	851,525
営業利益	722,879

(単位：千円)

当中間会計期間
(自 平成25年4月 1日
至 平成25年9月30日)

営業外収益	
受取利息	0
その他	339
営業外収益計	340
営業外費用	
為替差損	7,662
営業外費用計	7,662
経常利益	715,557
特別利益	
固定資産売却益	46
特別利益計	46
税引前中間純利益	715,603
法人税、住民税及び事業税	294,253
法人税等調整額	22,851
中間純利益	444,201

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

当中間会計期間
(自 平成25年4月 1日
至 平成25年9月30日)

株主資本	
資本金	
当期首残高	495,000
当中間期末残高	495,000
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	123,750
当中間期末残高	123,750
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	788,541
当中間期変動額	
中間純利益	444,201
当中間期変動額合計	444,201
当中間期末残高	1,232,742
利益剰余金合計	

当期首残高	912,291
当中間期変動額	
中間純利益	444,201
当中間期変動額合計	444,201
当中間期末残高	1,356,492
株主資本合計	
当期首残高	1,407,291
当中間期変動額	
中間純利益	444,201
当中間期変動額合計	444,201
当中間期末残高	1,851,492
純資産合計	
当期首残高	1,407,291
当中間期変動額	
中間純利益	444,201
当中間期変動額合計	444,201
当中間期末残高	1,851,492

重要な会計方針

項目	当中間会計期間
	[自]平成25年 4月 1日 [至]平成25年 9月30日
1 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 なお主な耐用年数は以下の通りであります。 建物附属設備 5年 器具備品 3～5年 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 なお主な耐用年数は以下の通りであります。 商標権 10年
2 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (2) 役員退職慰労引当金 役員の在任中の貢献に報いるために、役員退職慰労金制度の内規に基づき当中間会計期間末における要支給額を役員退職慰労引当金として計上しております。
3 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
4 その他中間財務諸表作成のための重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末（平成25年9月30日現在）
1 有形固定資産の減価償却累計額は以下の通りであります。

建物附属設備	33,266千円
器具備品	9,576千円

2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動負債の「未払消費税等」として表示しております。

3 当座貸越契約及び貸出コミットメント

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行である香港上海銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

当中間会計期間末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高は以下の通りであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	1,000,000千円
借入実行残高	- 千円
差引借入未実行残高	1,000,000千円

4 当社が採用するグループ会社株式による報酬制度に係る費用については、当社負担相当額を権利確定期間に亘って費用処理しております。

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間
[自]平成25年 4月 1日
[至]平成25年 9月30日

1 給料・手当には、被出向者に係る退職給付費用相当額33,259千円が含まれております。

2 減価償却費は以下の通りであります。

有形固定資産	4,682千円
無形固定資産	50千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間
[自]平成25年 4月 1日
[至]平成25年 9月30日

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首	増 加	減 少	当中間会計 期間末
普通株式（株）	2,100	-	-	2,100

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

金融商品の時価等に関する事項

平成25年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
（1）預金	1,653,155	1,653,155	-
（2）未収委託者報酬	1,693,387	1,693,387	-
（3）未収運用受託報酬	818	818	-
（4）未収収益	41,197	41,197	-
資産計	3,388,558	3,388,558	-
（1）未払金	729,460	729,460	-
（2）未払費用	502,061	502,061	-
負債計	1,231,522	1,231,522	-

注）金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産項目 （1）預金、（2）未収委託者報酬、（3）未収運用受託報酬、
（4）未収収益

これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債項目 （1）未払金、（2）未払費用

これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（有価証券関係）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

（持分法損益等）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

重要性がないため、記載を省略しております。

（セグメント情報等）

（１）セグメント情報

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（２）関連情報

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

１．サービスごとの情報

単一サービスによる営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

（１）営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

（３）報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

（４）報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

（５）報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

（一株当たり情報）

	当中間会計期間 [自]平成25年4月 1日 [至]平成25年9月30日
1株当たり純資産額	881,663.25円
1株当たり中間純利益金額	211,524.53円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	当中間会計期間 [自]平成25年4月 1日 [至]平成25年9月30日
中間純利益（千円）	444,201
普通株式に係る中間純利益（千円）	444,201
普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式の期中平均株式数（株）	2,100

(重要な後発事象)

平成25年10月4日開催の取締役会において、剰余金の配当について決議し、平成25年10月28日に配当を実施しました。

なお、剰余金の配当に関する事項の概要は以下のとおりであります。

- ・ 決議日 平成25年10月4日
- ・ 配当額 総額788,000千円（1株につき375,238円）
- ・ 配当原資 利益剰余金
- ・ 基準日 平成25年3月31日
- ・ 効力発生日 平成25年10月15日

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常の実行の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

（1）定款の変更

平成25年11月25日付で、定款について次の変更を行いました。

- ・ 公告方法を、日本経済新聞に掲載する方法から電子公告による（ただし、電子公告により公告できない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載する）方法に変更

（2）訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称：三井住友信託銀行株式会社

資本金の額：342,037百万円（平成25年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(参考)再信託受託会社

名 称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額：51,000百万円（平成25年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額	事業の内容
池田泉州ＴＴ証券株式会社	1,250百万円 (平成25年9月2日現在)	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
いちよし証券株式会社	14,577百万円 (平成25年3月末現在)	
いよぎん証券株式会社	3,000百万円 (平成25年3月末現在)	
岩井コスモ証券株式会社	13,500百万円 (平成25年3月末現在)	
H S B C 証券会社東京支店	12,810百万円(注1) (平成25年3月末現在)	
エース証券株式会社	8,831百万円 (平成25年3月末現在)	
S M B C 日興証券株式会社	10,000百万円 (平成25年3月末現在)	
S M B C フレンド証券株式会社	27,270百万円 (平成25年3月末現在)	
株式会社 S B I 証券	47,937百万円 (平成25年3月末現在)	
キャピタル・パートナーズ証券株式会社	2,950百万円 (平成25年3月末現在)	
クレディ・スイス証券株式会社	78,100百万円 (平成25年3月末現在)	
静銀ティーエム証券株式会社	3,000百万円 (平成25年3月末現在)	
株式会社証券ジャパン	3,000百万円 (平成25年3月末現在)	
高木証券株式会社	11,069百万円 (平成25年3月末現在)	
立花証券株式会社	6,695百万円 (平成25年3月末現在)	
中銀証券株式会社	2,000百万円 (平成25年3月末現在)	
東海東京証券株式会社	6,000百万円 (平成25年3月末現在)	
野村証券株式会社	10,000百万円 (平成25年3月末現在)	

浜銀 T T 証券株式会社	3,307百万円 (平成25年3月末現在)	
PWM日本証券株式会社	3,000百万円 (平成25年3月末現在)	
フィデリティ証券株式会社	5,957百万円 (平成25年2月27日現在)	
フィリップ証券株式会社	950百万円 (平成25年3月末現在)	
マネックス証券株式会社	7,425百万円 (平成25年3月末現在)	
みずほ証券株式会社	125,167百万円 (平成25年3月末現在)	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500百万円 (平成25年3月末現在)	
むさし証券株式会社	5,000百万円 (平成25年3月末現在)	
明和證券株式会社	511百万円 (平成25年3月末現在)	
楽天証券株式会社	7,495百万円 (平成25年3月末現在)	
リテラ・クリア証券株式会社	3,794百万円 (平成25年3月末現在)	
株式会社イオン銀行	51,250百万円 (平成25年3月末現在)	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社伊予銀行	20,948百万円 (平成25年3月末現在)	
オーストラリア・アンド・ニュージーランド・バンキング・グループ・リミテッド(銀行)	23,066百万豪ドル (平成25年3月末現在)	
株式会社京都銀行	42,103百万円 (平成25年3月末現在)	
株式会社西京銀行	12,690百万円 (平成25年3月末現在)	
株式会社山陰合同銀行	20,705百万円 (平成25年3月末現在)	
株式会社ジャパンネット銀行	37,250百万円 (平成25年3月末現在)	
株式会社十八銀行	24,404百万円 (平成25年3月末現在)	
株式会社新生銀行	512,204百万円 (平成25年3月末現在)	
スルガ銀行株式会社	30,043百万円 (平成25年3月末現在)	
株式会社第四銀行	32,776百万円 (平成25年3月末現在)	
株式会社千葉銀行	145,069百万円 (平成25年3月末現在)	
株式会社中国銀行	15,149百万円 (平成25年3月末現在)	
株式会社東京スター銀行	26,000百万円 (平成25年3月末現在)	
株式会社百十四銀行	37,322百万円 (平成25年3月末現在)	

株式会社福井銀行	17,965百万円 (平成25年3月末現在)
株式会社北洋銀行	121,101百万円 (平成25年3月末現在)
株式会社八千代銀行	43,734百万円 (平成25年3月末現在)
株式会社横浜銀行	215,628百万円 (平成25年3月末現在)
ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレーション・リミテッド	589億6,870万7,252香港ドル 82億8,850万米ドル(注2) (平成25年3月末現在)

(注1) H S B C 証券会社東京支店の資本金の額は、持込資本金額です。

(注2) ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレーション・リミテッドの資本金の額は、自己資本の額です。

(3) 投資顧問会社（運用委託先）

名 称：H S B C グローバル・アセット・マネジメント（香港）リミテッド

資本金の額：240百万香港ドル（平成24年12月末現在）

事業の内容：香港を拠点として、資産運用業務を行っています。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

当ファンドの信託財産に属する有価証券の保管・管理・計算等およびその信託事務処理の一部の委託等を行います。

(2) 販売会社

当ファンドの募集・販売業務、収益分配金の再投資に関する事務、収益分配金、換金代金および償還金の支払い等に関する事務等を行います。

(3) 投資顧問会社（運用委託先）

委託会社よりマザーファンドの運用指図に関する権限の委託を受けて、投資判断・発注を行います。

3【資本関係】

委託会社と販売会社である H S B C 証券会社東京支店、ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレーション・リミテッドおよび投資顧問会社である HSBC グローバル・アセット・マネジメント（香港）リミテッドは、H S B C ホールディングス plc（英国）の実質的な子会社です。

第3【その他】

- (1) 目論見書は、目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあり、以下のとおり称することがあります。
- 「投資信託説明書（交付目論見書）」
 - 「投資信託説明書（請求目論見書）」
- (2) 交付目論見書の表紙もしくは表紙裏に、以下の内容等を記載することがあります。
- ・当ファンドの委託会社ならびに受託会社に関する情報
 - ・当ファンドの詳細情報の入手方法
 - ・請求目論見書は販売会社に請求することにより販売会社から交付される旨
 - ・商品内容について重大な変更を行う場合には、当ファンドの受益者に対して事前に変更内容に対する意向を確認させていただく旨
 - ・投資信託の信託財産が受託会社の固有財産等との分別管理が義務付けられている旨
 - ・請求目論見書に当ファンドの信託約款が記載されている旨
- (3) 目論見書の表紙に、ロゴマーク、イラストを使用すること、ファンドの形態（商品分類等）、目論見書の使用開始日、キャッチコピー等を記載することがあります。
- (4) 有価証券届出書の記載内容について、図表等を付加ならびにグラフ化して記載することがあります。また、投資信託の特徴や仕組みなどの説明文章や図表などを、目論見書に記載することがあります。
- (5) 有価証券届出書に（参考情報）として記載の運用実績につき、目論見書において最新の情報を記載することがあります。
- (6) 請求目論見書の巻末に、当ファンドの信託約款の全文を掲載することがあります。
- (7) 目論見書は電子媒体として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

平成25年6月14日

HSBC投信株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 安 藤 通 教
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているHSBC投信株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第28期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、HSBC投信株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成26年4月2日

H S B C 投信株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 安藤 通 教
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「H S B C チャイナ オープン」の平成25年1月31日から平成26年1月30日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「H S B C チャイナ オープン」の平成26年1月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

H S B C 投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成25年12月6日

HSBC投信株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 安藤 通教
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているHSBC投信株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第29期事業年度の中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、HSBC投信株式会社の平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成25年10月28日に剰余金の配当を実施している。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。